

官報

号外 昭和二十二年十二月五日

○第一回 衆議院會議錄第七十一号

昭和二十二年十二月四日(木曜日)

午後二時五十八分開議

議事日程 第七十号

昭和二十二年十二月四日(木曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年法律第八十号

(國會議員の歳費旅費、及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第二 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和十四年法律第三十九号

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)

第四 印紙等模造取締法案(内閣提出)

第五 都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案(内閣提出)

第六 道路運送法案(内閣提出)

第七 簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 國の利害に係る訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案(内閣提出)

第九 副檢察事の任命資格の特例に関する法律案(内閣提出)

第十 最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第十一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 農地調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 登呂遺跡調査会に國庫補助の請願(第四〇六号)

第十五 自由討議 (前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)食品衛生法案

十二月二日 厚生委員会に付託

(内閣提出、参議院送付)医薬部外品等取締法案

(内閣提出)あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案

以上二件 十二月三日

厚生委員会に付託

(内閣提出)特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案

(内閣提出)未復員者給與法案

以上二件 十二月三日

財政及び金融委員会に付託

(予備審査のため内閣から送付)昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

十二月三日 司法委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

一、昨三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律

國民医療法の一部を改正する法律

毒物劇物營業取締法

船員法戰時特例を廃止する法律

造船事業法を廃止する法律

全國選舉管理委員會法

一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

商業委員

星島 二郎君

一、常任委員の退職に伴い、去る二日議長において、次の通り補欠指名した。

財政及び金融委員 淺利 三朗君

一、昨三日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

商業委員 多田 勇君

一、去る二日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

会社利益配当等臨時措置法案

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案

食品衛生法案

一、昨三日議員及び委員長から提出した議案は次の通りである。

農林省官制の一部を改正する法律案

(永井勝次郎君外四名提出)

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨三日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法の一部を改正する法律案

特別都市計画法第四條の規定による

國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業法案

未復員者給與法案

一、昨三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

医薬部外品等取締法案

一、去る二日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

青年補導法案(鬼丸義齋君提出)

一、昨三日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

一、去る二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

全國選舉管理委員會法案

一、去る二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

昭和二十二年度一般会計予算補正(第九号)

昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第四号)

配炭公園法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案

開税法の一部を改正する法律案
食糧の輸入税を免除する法律案
最高法務廳設置法案
漁業法の一部を改正する法律案
横須賀港を開港に指定する等の法律案

案
一、昨三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
全國選舉管理委員会法案
一、昨三日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案
健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案
國民医療法の一部を改正する法律案
毒物劇物營業取締法案
船員法戰時特例を廃止する法律案
造船事業法を廃止する法律案

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 昭和二十二年法律第八十号(「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)」)
○議長(松岡駒吉君) 日程第一は委員長提出の法律案でありますから、委員會の審査を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程第一、昭和二十二年法律第八十号の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

昭和二十二年法律第八十号(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案
案
昭和二十二年法律第八十号の一部を次のように改正する。

この法律に左の題名を附する。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
第十條中「千五百五十円」を「二千三百円」に改める。

附 則
この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

〔淺沼稻次郎君登壇〕
○淺沼稻次郎君 たいま議題となりました昭和二十二年法律第八十号(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

御承知の通り、われ／＼議員の事務補助員の給料は月額千五百五十円となっているのでありますが、これ以外何らの加給や手当がありませんから、他の公務員等と比較いたしますと、著しく

不均衡の点があると思ひます。しかし、他の官吏等の実情を見ますと、この法律施行当時の本年五月と今日と比較すれば、ほぼ二倍の給料となつておりますので、それだけ増額しようとするものであります。この増額支給は、本年九月分より実施することといたしました。何とぞ全員の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決せられました。

第二 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)
第四 印紙等模造取締法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、企業再建整備法の一部を改正する法律案、日程第三、昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案、日程第四、印紙等模造取締法案、右三案はいずれも同一の委員會に付託した議案でありますから、一括して議

題といたします。財政及び金融委員會理事梅林時雄君。

企業再建整備法の一部を改正する法律案
企業再建整備法のの一部を次のように改正する。
第二十七條中「昭和二十年勅令第六百五十七號」の上に「臨時石炭飢饉管理法」を加える。

附 則
この法律は、臨時石炭飢饉管理法中行政官廳の認可、許可その他の処分を要する旨の規定の施行の日から、これを施行する。

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案
第一條 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)に因る被害者の納付すべき國税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは課税に関する申告及び申請(審査の請求を含む。以下同じ。)に関する特例又はその徴收の猶予については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二條 災害に因り住宅又は家財に因り甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の所得金額が八万円以下であるものに対しては、命令の定めるところにより、当該年分の所得税額(所得税法第五十七條第一項の規定により追徴する税額を除く。)を、左の区分により軽減又は免除する。
所得金額が二万五千円以下であるとき 当該所得税額の全部
所得金額が五万円以下であるとき 当該所得税額の十分の五
所得金額が五万円を超えるとき 当該所得税額の十分の二

前項に規定する被害を受けた年分の所得金額は、所得税法第八條に規定する同居親族については、その所得金額を合算した金額による。
第三條 昭和二十二年五月二日以前に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産(相続開始前一年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條及び第六條中同じ。)について課税價格の決定後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第四條 昭和二十二年五月三日以後

に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税(同法第五十九條第一項の規定により追徴する税額を除く。)のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第五條 災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産について甚大な被害を受けた者の被害を受けた年分の所得税につき所得を計算する場合においては、当該資産の滅失又は損壊に因る損害金額を、命令の定めるところにより、所得税法に規定する必要な経費とみなす。

第六條 昭和二十二年五月二日以前に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について課税価格の決定前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第七條 昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産

について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第八條 災害に因り被害を受けた者の納付すべき所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、被害のあつた日以後一箇月以内になすべき課税に関する申告及び申請は、災害の止んだ日から二箇月以内これをなすことができる。

第九條 政府は、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付すべき所得税、増加所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、命令の定めるところにより、各納期限から一年以内その徴収を猶予することができる。

第十條 第二條乃至第七條及び前條の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、政府に申請しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十二年七月二十二日から、これを適用する。

昭和二十二年七月二十二日からこの法律公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対する第八條の規定の適用については、同條中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは、「この法律公布の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。

昭和二十二年七月二十一日以前に生じた災害については、なお従前の例による。

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

印紙等模造取締法案(内閣提出)に関する報告書

印紙等模造取締法案(内閣提出)に関する報告書

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第六條但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用してはならない。

前項の規定は、同項に規定するもので使用目的を定めて大蔵大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販賣し、

頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の印紙等模造取締規則第一條の規定による許可は、第一條第二項の規定による許可とみなす。

印紙等模造取締法案(内閣提出)に関する報告書

印紙等模造取締法案(内閣提出)に関する報告書

印紙等模造取締法案(内閣提出)に関する報告書

○梅林時雄君 たいだいま議題となりました三案につき、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について、その概略を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について申し上げます。

企業再建整備法の一部を改正する法律案は、臨時石炭鉱業管理法の國會提出に伴い、企業再建整備法の一部を改正し、同法によつて整備計画に記載して主務大臣の認可を受けた事項については、他の法令の規定による認可、許

可、免許等の処分を要しないこととなつてゐるのに対しまして、臨時石炭鉱業管理法による許可をその例外とすることとしたことを考え、この法律が出された次第であります。

本案は、去る十一月八日本委員会に付託され、十一日提案理由の説明を聴き、その後二回にわたり審議を重ねましたが、本案は手続的なもので、さして問題もないので、二十六日討論に入りましたところ、社会党中崎委員より、本案は臨時石炭鉱業管理法の成立に伴い、企業再建整備法の一部を改正する必要に迫られて成立したもので、臨時石炭鉱業管理法に賛成した社会党としては原案に賛成するとの意見があり、自由党は塚田委員より、臨時石炭鉱業管理法は完全に両院を通過しておらず、しかも自由党はこれに反対であるから、本案についても反対であると述べられました。次に国民協同党内藤委員は、臨時石炭鉱業管理法が成立するということを前提として賛成する旨述べられ、第一議員俱樂部の石原委員は、反対の意見を述べられました。続いて採決の結果、起立多数をもつて可決いたしました。二十七日、国民協同党の吉川君より、昨日委員会において可決した企業再建整備法の一部を改正する法律案については、臨時石炭鉱業管理法との関係から、施行期日について再検討する必要があるのではないかとのことで、これを再

議するようにとの動議があり、全員これに賛成いたしました。二十八日の委員会において、委員長提案になる、附則中「臨時石炭鉱業管理法中行政官廳の認可、許可その他の処分を要する旨の規定の施行の日から」とあるのを、「昭和二十三年四月一日から」と改める旨の修正案が提出され、これについて採決の結果、多数をもつて可決、よつて本案は修正議決いたしました。

次に、昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等については、現在のところ、災害が發生した都府、減免等の内容に関する政令を公布してしたのであります。が、今回この法律を全面的に改正いたしました。災害被害者に対する租税の減免、課税標準の計算または申告及び申請の特例に関する具体的な規定を整備することとしたのであります。

次に、印紙等模造取締法案について申し上げます。従前の印紙等模造取締規則は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律により、本年十二月末日限り効力を失うこととなりますので、これを法律として整備した次第であります。

以上の二案は、十一月十五日提案理由の説明を聴き、質疑に入りました。

が、さして問題もなく、二十七日、討論省略採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上、簡単にございますが、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。日程第二の委員長報告は修正であります。日程第三及び第四の両案の委員長報告はいずれも可決であります。

まず日程第二企業再建整備法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案

都會地轉入抑制法

第一條 この法律は、都會地における人口の過度の集中に因る窮迫した住宅、雇用及び食糧の事情並びに災害に対処するため、必要な轉入の制限をすることを目的とする。

第二條 何人も、別表に掲げる地域内に轉入することはできない。但し、左の各号の一に該当する者で当該地域内に轉入しなければならぬいやむをえない事由のあるものが、轉入先の市町村又は特別区の市町村長又は区長の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 國民生活を再興するため当該地域内において必須の業務に従事する者

二 当該地域内に在る官公署に勤務する官公吏

三 当該地域内に在る学校で都道府縣知事が指定するものの学生、生徒、及び教職員

四 前各号の一に掲げる者と同一の戸籍内に在る者でその者の扶養する親族

五 外國又は外地から歸還する者

六 当該地域内に在る社会事業施設に收容される者その他主務大臣の定める者

市町村長又は特別区の区長は、轉入の申請が一時的である者については、期間を限つて前項但書書の承認を與えることができる。

地方自治法第五十五條第二項の市の市長は、第一項に規定する事務の一部を区長に委任することができ

る。

第三條 前條の承認の手続について必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第四條 第二項の規定に違反し又は詐欺その他不正の方法により同條の承認を受けた者は、これを三千元以下の罰金又は拘留に処する。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年十二月三十一日まで、その効力を有する。建設院設置法の一部を次のように改正する。

第四條第八号中「都會地轉入抑制緊急措置令」を「都會地轉入抑制法」に改める。

別表

東京都

特別区の存する区域

神奈川縣

横浜市

川崎市

横須賀市

京都市

大阪府

大阪市

堺市

布施市

兵庫縣

神戸市

尼崎市

和歌山縣

和歌山市

山口縣

下關市

福岡縣

福岡市

八幡市

都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〔荒木萬壽夫君登壇〕

○荒木萬壽夫君 ただいま議題となりました都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案に關し、國土計画委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず第一に、政府提案の理由を御紹介申し上げます。都會地における人口の過度の集中による食糧及び住宅の不足、交通その他公共施設の混雑等のため、都市生活者の不安を増大し、各種の弊害が惹起されるおそれがありますので、これらの弊害を防止する目的をもつて、昨年三月一日、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に

基き、都会地轉入抑制緊急措置令が公布施行せられた結果、全國二十五都市を指定して、人口の過度の流入を抑制することとなつたのであります。が、その後食糧、住宅等の問題は依然として軒輊緩和いたしませんので、前後四回にわたりその期間を延長し、一應本年十二月末日までをもつて期間が満了することとなつていたのであります。しかして、その間各般の事情を勘案し、右の指定都市中より富山市及び豊橋市だけは同勅令の適用より除外し得たので、現在に至つてゐるのであります。しかるに政府において、過般來指定都市につき綿密なる状況調査を行いまするとともに、關係方面とも十分協議いたしました結果、東京都は十三都市に対しては、引き続き都市轉入を抑制するの必要を認め、本法律案の提出を見るに至つた次第であります。

以下、本法律案の内容を概略御説明申し上げます。提案の理由により御了察願へるように、本法律案は現行の都会地轉入抑制緊急措置令と大差ないのであります。異なるところは、轉入抑制指定都市を、在來の二十三箇所より十四箇所に減少したこと、轉入の事由が一時的であるものについて、轉入許可に際して一定の期間を附すること、ができるようにしたこと、の二点がおもなるのであります。すなわち、指定都市の選定にあたりましては、努めてこれを解除する方針のもとに慎重調

査を行ひまして、特に大都市が連接し、食糧及び住宅事情の混乱が予想されるような東京都を中心とする京浜地区、大阪を中心とする京阪神地区及び北九州地区等十四都市を指定いたしました。函館、長崎、佐世保、名古屋、静岡、岐阜、仙台、廣島及び呉の九都市は、これを指定より解除されてゐるのであります。

次に、政府委員との間に行われし質疑應答のおもなるものを御紹介いたします。委員質疑の第一としては、本法案は憲法違反ではないか。すなわち、憲法第二十二條には「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選択の自由を有する。」とあるのに、本法案は、公共の福祉に反しない場合でも、居住、移轉及び職業選択の自由を奪ふことになりはしないかが懸念される。そも／＼新憲法下國民に許されたる自由の權利は最も重要嚴肅なるものであつて、これに対する各種の制限は努めて狹義に解釈すべきである。本法案において、公共の福祉に反する場合として、人口の過度の集中による窮乏を指摘しているが、これは何を基準として過度というか。元來都市には、その都市の有する經濟的、社會的性質により人口はおのずから集中するものであつて、人爲的にこれを抑制しても大した効果はないであらうし、住宅、食糧等の制約は第二義的である。たとえば、同居人同志が承知の

上で数家族雜居しても、別に公共の福祉に反するとも思えない。また都市の食糧が窮乏することは、全國的に見た食糧の絶対数に變化がない限り、問題はその輸送にかゝる。輸送機關に相當のロードがかかるからといつて、これを公共の福祉に反するとも斷言できないであらう。これを要するに、都市への轉入を拒否するならば、政府は轉入を拒まれた者の生活を保障するか、しからずんば本法案を撤回すべきである。これに対する政府側の答弁は、人口が過度に集中すると、住宅、食糧の不足、交通機關の混亂等の惡條件が累積して、遂には公共の福祉に反するやうな各種の弊害が発生すると信ずる。従つて、本法案による調整措置がないと、どれだけ大都市の民衆が困るか、實際問題を對象として考えていただきたい。東京都の一例でも、抑制実施前の一箇月の轉入者十六万人が、実施後は一箇月三万人に激減している。また失業の面は、これを職業安定法等の運用により善処したいと思ふが、いずれにしろ、大局的に過去の実績より判定しても、本法案としては公共の福祉に反する場合のみを抑制するもので、憲法の精神には違反しないと思ふ。

質疑の第二は、人口の都市轉入抑制は就職の機会を抑制することとなり、失業者を多くする結果となると思ふが、これに対する政府の対策はどうか。また現在都市以外では、ほとんど就職不可能であると思われるから、いやくも就職が決定した者には、すべて都市轉入を許可してはどうか。これに対する政府側の答弁は、失業対策としては、職業紹介の強化、輸出産業、公共事業への吸収、最後の手段として失業手当法、失業保険法の運用等を考へてゐるが、職業紹介は原則として通勤可能区域内外とし、他の都市への轉入を必要とする紹介は極力避けてゐる。また通勤区域外への紹介は、就職率もさぶる悪い。統計によると、失業者の数は商工業都市の方が農山漁村等より約二倍ほど多いし、六大都市のある都府縣と、その他の縣の就職者の比率は一對二であり、求職と就職の比率も後者の方が良好であること等から見て、必ずしも就職は都市にのみ限るとは斷定されない。また職業のいかんを問はず、就職決定者をすべて自由に轉入許可すれば、本法の効果はほとんど喪失することになるであらう。

質疑の第三として、このままの状態では、住宅の不足は当分解決しやうにも思われぬが、臨時建築制限令の緩和、建築許可と資材配給の一元化を考慮する意思はないか。これに対する政府側の答弁は、庶民住宅の建築に關しては、極力これを簡易に許可する方針で、現在は便法として、手持資材のある者にはただちにこれを許可してゐる。また建築許可と資材配給の一元化について

は、目下研究中である。質疑の第四は、消極的な人口抑制よりも、積極的な人口の適正配置を考へべきではないか。これに対する政府側の答弁は、國土計画的見地より、産業文化その他の施設を全國を通じて適正に配置し、これに伴つて人口の大都市集中を是正するべき方が合理的であることは言ひまでもない。一應の計画はすでにできてはゐるが、目下再檢討中である。

質疑の第五は、抑制された都市の周辺に人口が過度に集中するおそれはないか。これに対する政府側の答弁は、その現象は、大都市を向つての交通網の便利な方面により顯著になると思ふ。しかし、將來のことを考えると、大都市の衛星都市の發達を促す結果ともなり、國土計画、地方計画的には、むしろ好結果をもたらすと思ふから、なるべくこれが發展を善導したい。

質疑の第六は、第二條第一項第一号の、國民生活を再興するため必須の業務に従事する者の解釈いかん。これに対する政府側の答弁は、必須の業務というのは、生活必需物資、輸出品、生産用器材等の工業生産に従事する者、電気、ガス、水道、文化、交通、運輸通信等に従事する者、商業、医療關係者等であるが、その他の各都市ごとに當面する諸情勢を考慮して、一定の基準を樹立させるよう指示したてゐる。質疑の第七は、第二條第一項第六号

の「主務大臣の定める者」とはどういう者か。これに対する政府側の答弁は、主務大臣の定める者とは、連合軍の要務に従事する者、國または公共團體の經營する訓練所あるいは養成所等に入所する者、入院患者と必要なる看護人、内務の官等であるが、その他都市の実情に應じ、市町村長の裁量を認め、てまいりたいと思つてゐる。

質疑の第八は、第二條第二項の、轉入の事由が一時的であるものについて轉入の期間を限定するものは、いかなる場合か。これに対する政府側の答弁は、現行の緊急措置令では、短期轉入が必要ではあるが、その後は在在を必要としないうる、たとえば養成所、補導所、講習会等の入所生、講習生、あるいは指定都市附近で災害が起つた場合等に、一時轉入を許可するという途が認められていないため不便があり、弊害を生ずるおそれもあるため、今回新たにこの第二項を挿入した。

質疑の第九は、本法の有効期間を一箇年としてあるが、一箇年で住宅、食糧事情等が十分に好轉するとは思へぬ。眞に抑制を必要とする年限を想定して有効期間としてはいかぬ。これに対する政府側の答弁は、お説の通りではあるが、とりあえず期間を一箇年とし、その後の情勢に應じて処置したいと思う。

質疑の第十は、附則第三項に「建設院設置法の一部を次のように改正する」とあるが、建設院設置法案は一應撤回されたまま再提出されてもいないのに、「建設院設置法」の字句を本法に挿入するがごときは、國會を輕視するものと認められるがどうか。これに対する政府側の答弁は、建設院設置法案が本法案に先行して提出される予想のもとに本法案を提出したところ、余儀なき事情で手聞どつたため、思わぬ手違ひを生じた次第であるから、了承されたい。

以上が、質疑應答のおもなるものでありますが、詳しくは會議録に譲りたいと存じます。

かくて、十二月二日討論に入り、細野三千雄君より、各派共同の提案として、附則第三項を削除すべしとの修正意見が述べられました。続いて、日本社会党を代表として藤田榮君より、都市における人口の過度の集中を防止する一時的措置として本法案を適用することは賛成である。しかし、國土計画的見地より、一日も早く人口の適正配分を考慮されたい。次に、民主党を代表して村瀬宣親君より、本法案はほ

る。とあるが、建設院設置法案は一應撤回されたまま再提出されてもいないのに、「建設院設置法」の字句を本法に挿入するがごときは、國會を輕視するものと認められるがどうか。これに対する政府側の答弁は、建設院設置法案が本法案に先行して提出される予想のもとに本法案を提出したところ、余儀なき事情で手聞どつたため、思わぬ手違ひを生じた次第であるから、了承されたい。

以上が、質疑應答のおもなるものでありますが、詳しくは會議録に譲りたいと存じます。

かくて、十二月二日討論に入り、細野三千雄君より、各派共同の提案として、附則第三項を削除すべしとの修正意見が述べられました。続いて、日本社会党を代表として藤田榮君より、都市における人口の過度の集中を防止する一時的措置として本法案を適用することは賛成である。しかし、國土計画的見地より、一日も早く人口の適正配分を考慮されたい。次に、民主党を代

表して村瀬宣親君より、本法案はほ

ぼ、從來の都会地轉入抑制緊急措置令に新たに第二條第二項が追加されたものであるが、本法の適用は緩嚴そのよろしきを得ないと全法案の目的を阻害することになるから、運用上十分留意されたい。なお、本法案のごときものは一日も早く廃止できるよう、政府においても十分に努力されたい。次に、

日本自由党を代表して今村忠助君より、本法案は憲法第三十二條の自由權をはなはだしく制約すると認める。現実問題として大都市がこれ以上多数の人口を收容しかねる点は認めるが、しかし、本法案はあくまで應急的措置であつて、一日も早く憲法の示す自由が國民に與えられよう政府は努力されたい。次に、國民協同党を代表して野本吉吉君より、本法案は臨時的措置としてやむを得ないと認めるが、本法案はあくまで公正妥當に取扱われたい。最後に、第一議員俱樂部を代表して只野直三郎君より、本質的に考へると都市の人口集中は自然的現象であつて、それを人為的に抑制することは實際が少い。自然的に都市人口を縮小し得るよう政府は格段の努力を拂われたいと、それ／＼賛成意見を述べられました。かくて採決に入り、細野君提出の修正案及び修正部分を除く原案に対し採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決された次第であります。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正でありま

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第六、道路運送法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第六、道路運送法案を議題といたします。委員長報告を求めます。運輸及び交通委員長正木清君。

道路運送法案
道路運送法目次

- 第一章 総則
- 第二章 監理
- 第三章 自動車運送事業
- 第四章 軽車両運送事業
- 第五章 自動車道及び自動車道事業
- 第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業
- 第七章 自家用自動車の使用
- 第八章 車両
- 第九章 罰則
- 附則

道路運送法

第一章 総則

(この法律の目的)
第一條 この法律は、道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をいい、自動車運送事業

とは、他人の需用に應じ自動車を使用し、旅客又は物品を運送する事業をいい、軽車両運送事業とは、他人の需用に應じ軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。

この法律で、車両とは、自動車及び軽車両をいい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

この法律で自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路(一般自動車道)及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する道路(専用自動車道)をいう。

第三章 監理

(行政廳の権限)
第三條 行政廳は、この法律の規定するところに従い、道路運送に関する、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

(職權の委任)
第四條 この法律に規定する主務大

臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、これを下級の行政廳に委任することができる。

(免許等の條件)

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。

前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを變更することができる。

(調査及び臨時検査)

第六條 当該行政廳は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し、若しくは使用する者、自動車道事業者又はこれらの者の組織する團體に、事業又は車両の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

当該行政廳は、必要があると認めるときは、当該官吏吏員に事業場その他の場所に臨檢し、事業若しくは車両の所有若しくは使用の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

(車両検査官)

第七條 当該行政廳は、所部の官吏、吏員の中から車両検査官を命じ、第八章の規定による職権の行使を補助させることができる。

車両検査官は、必要があると認めるときは、車庫その他車両の所在するところの場所に臨檢し、車両を検査し、又は質問をすることができる。

前項の場合には、車両検査官は、その身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

(道路運送委員会)

第八條 この法律の適正な運用を図るため、道路運送委員会を置く。

道路運送委員会は、中央道路運送委員会及び地方道路運送委員会とする。

行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員会の意見を徴してこれをしなければならぬ。

一 この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正

二 自動車運送事業の免許に關する基準の設定及び變更

三 自動車運送事業の免許

四 自動車運送事業の停止及び免許の取消

五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

道路運送委員会は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に建議をすることができる。

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる。

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する團體又は学識経験のある者に必要な調査を囑託することができる。

道路運送委員会は、第三項の規定による職務を行うには、事件關係人又は參考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴しなければならない。

この法律に規定するものの外、道路運送委員会の組織及び運用、委員の資格及び任期その他道路運送委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(訴願)

第九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政廳のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

第三章 自動車運送事業

(自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)

自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)

(一) 一般乗合旅客自動車運送事業

(二) 一般貸切旅客自動車運送事業

(三) 一般積合貨物自動車運送事業

(四) 一般貸切貨物自動車運送事業

二 特定自動車運送事業(特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業)

(一) 特定乗合旅客自動車運送事業

(二) 特定貸切旅客自動車運送事業

(三) 特定積合貨物自動車運送事業

(四) 特定貸切貨物自動車運送事業

(五) 特定貨物自動車運送事業

(六) 特定貨物自動車運送事業

(七) 特定貨物自動車運送事業

(八) 特定貨物自動車運送事業

(九) 特定貨物自動車運送事業

(十) 特定貨物自動車運送事業

(十一) 特定貨物自動車運送事業

(十二) 特定貨物自動車運送事業

(十三) 特定貨物自動車運送事業

(十四) 特定貨物自動車運送事業

(十五) 特定貨物自動車運送事業

(十六) 特定貨物自動車運送事業

(十七) 特定貨物自動車運送事業

(十八) 特定貨物自動車運送事業

(十九) 特定貨物自動車運送事業

(二十) 特定貨物自動車運送事業

(二十一) 特定貨物自動車運送事業

(二十二) 特定貨物自動車運送事業

(二十三) 特定貨物自動車運送事業

事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならない。

主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならない。

一 事業を経営しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二 事業を経営しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三 事業を経営しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 事業を経営しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三号の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を経営しようとする者の資力信用が不十分ため事業の確実な經營が著しく困難であると認められるとき。

六 当該事業の經營に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附随運送)

第十三條 旅客自動車運送事業者

は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附随して物品を運送することができる。

(運賃及び料金)

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送約款)

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及び運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

(運送条件及び運送約款の公示)

第十六條 運賃、料金その他の運送条件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

(運輸開始)

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

専用自動車道を開設して自動車運送事業を経営しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることができる。

(運送引受義務)

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 当該運送に関し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。

二 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

(物品運送の順序)

第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならない。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

(事業計画等の変更)

第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運輸及び会計)

第二十二條 自動車運送事業における自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に関し必要な事項及び経理の合理化、帳簿書類の整理保存その他会計に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(運輸に関する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは通運事業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし、又はこれを変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画、運賃、料金その他の運送条件、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更すること。

二 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同経営又は運輸に関する協定をすること。

三、旅客又は物品の運送に関する損害につき保険に付すること。

四、前各号に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各事業者が取得し、若しくは負担すべき金額につき協定が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十五條 第二十三條の認可を受けて行つた正当な行為及び前條第一項(他の運送事業者又は通運事業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)の規定による命令によつて行つた正当な行為には、昭和二十二年法律第五十四号の規定を適用しない。

(運送に関する命令)

第二十六條 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができる。

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定め、これによるべきことを命ずることができる。

(名義の利用、事業及び車両の貸借並びに事業の管理の委託)

第二十七條 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を経営するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用してはならない。

自動車運送事業は、これを貸借してはならない。

自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車貨物の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。前項の管理の委託及び受託に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する会社の合併又は解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(地方公共団体の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業区域が東京都の区に存する区域内又は

政令の定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十二條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第一項、第二項若しくは第五項の規定による処分をするには、都知事又は当該市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事項を故なく実施しないとき。

三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行為をしたとき。

四 事業經營の不確実又は資産状態の著しい不良その他の事由に由り事業を継続するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失ふ。

一 第十七條第一項の期間内に運

輸を開始しないとき。

二 第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第三十七條第二項の規定による申請に對し不認可の処分を受けたとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(事業計画に關する部分を除く)、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。

特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があつた時にその効力を失ふ。

第四章 軽車両運送事業

(事業に關する届出)

第三十三條 軽車両運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を具えて行政廳に届け出なければならない。

事業計画を変更しようとするときも同様とする。

第三十四條 軽車両運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳

に届け出なければならない。

一 他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを変更したとき。

二 事業を譲り受けたとき。

三 会社の合併又は解散があつたとき。

四 相続に因る事業の承継があつたとき。

五 事業を休止し、又は廃止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五條 軽車両運送事業者が公共の福祉に反する行為をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第三十六條 軽車両運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を延長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。

前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に關する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者にその通知をしなければならぬ。

第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならぬ。

前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。

第三項の規定による補償については、協議が調わないときは、行政廳は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければ、その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車道事業者は、命令の定める正当な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計画及び工事方法の変更)

第四十四條 自動車道事業者は、事業計画又は一般自動車道の工事方法を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(自動車道の構造、設備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造、設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業改善の命令)

第四十六條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができ

一 事業計画又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を変更すること。

二 一般自動車道又はその附属物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失ふ。

一 第三十九條第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
二 第三十九條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受

けたとき。

三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第四十八條 自動車道事業には、第十六條(運送條件に關する部分に限る。)(第二十二條(會計に關する部分に限る。)(第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。

(自動車道に接続する道路等の施設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、軌道、索道等を施設しようとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の供用又は変更を命ずることができる。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同

様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車事業

(事業の經營)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車事業を經營しようとするときは、当該官廳は、主務大臣に協議をしなければならぬ。

國において經營する自動車運送事業及び自動車事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(會計に關する部分に限る。)(第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第十六條の規定の準用に關する部分を除く。))の規定を適用しない。

(補償)

第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を繼續することができなくな

つたとき、又は著しく收益を減少するようになったときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を繼續することができなくなつたときも同様とする。

第七章 家用自動車の使用

(有償運送の禁止及び貸貨の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下自家自動車という。)(は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。

自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の処分)

第五十三條 主務大臣は、自家用自動車(命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。)(の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章 車両

(車両の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両(以下旅客軽車両という。)(は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。

行政廳は、前項の検査の結果車

両が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車両検査証を交付し、且つ、車両番号を指定しなければならない。

第一項に規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査証を備え付け、且つ、指定された車両番号を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車両検査証及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

車両検査証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(車両の整備)

第五十五條 自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備をしなければならない。

行政廳は、前項に規定する車両が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができ、

行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査証の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。

(自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。

行政官廳は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならない。

自動車を運轉するには、当該自動車の自動車登録証を携帯しなければならない。

本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰則

第五十七條 第十一條又は第三十七條の規定に違反して事業を経営した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第二十七條第一項又は第二項(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者も同様とする。

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項(第四十八條において準用する場合を含む。)の認可を受けずに事業を譲り渡し、又は譲り受けた者

二 第三十條(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定による停止の処分に違反した者

三 第四十二條又は第五十六條第一項の規定に違反した者

第五十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第五條の規定により附した條件又はその條件に基いてした処分に違反した者

二 第六條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、防

げ、若しくは忌避し、又は質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十二條、第二十三條、第二十七條第三項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第二十八條第五項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十四條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十六條(第三十六條において準用する場合を含む。)、第三十五條、第四十六

條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者

七 第五十六條第三項の規定に違反した者

第六十條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

一 第五十四條第三項の規定に違反した者

二 第五十五條第三項の規定による処分に違反した者

過失に因り前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に關し、第五十七條乃至前條(第五十九條第七号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 自動車道若しくはその標識を損壞し又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉覆させ、又は破壞した者は、これを十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期徒刑に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処する。

第一項の未遂罪は、これを罰する。

第六十四條 第六十二條の罪を犯し因つて自動車を轉覆させ、又は破壞した者も前條の例による。

第六十五條 過失に因り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁錮又は五百円以下の罰金に処する。

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の罰金に処する。

一 乗合自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十七條 道路運送事業者及び自動車道事業者は、左の各号の一に

該当するときは、これを三千円以下の過料に処する。

一 第十六條(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

二 第二十二條(第四十八條において準用する場合を含む。)又は第四十五條の規定に基いて発する命令により許可を受くべき事項をこれを受けないでしたとき。

三 第二十二條(第四十八條において準用する場合を含む。)又は第四十五條の規定に基いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第三十二條第二項又は第三十四條の規定に違反したとき。

附則

第一條 この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。

第二條 自動車交通事業法は、これを廃止する。

第三條 旧法、旧法に基いて発する命令又は昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の際現に

軽車両運送事業を経営する者は、同條の規定施行後三箇月以内に、同條の規定による届出をすれば足りる。

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財團並びに同條の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、同條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

第六條 陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。

第一條中「旅客自動車運輸事業」を「路線ヲ定ムル一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第九條中「自動車交通事業法」を「道路運送法」に改める。

第七條 國有鉄道事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三号中「旅客自動車運轉事業又は事業区間を定める貨物を創る。

第八條 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車

車運送事業組合聯合會」を「及貿易組合聯合會」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合會」を削り、同條第三項及び第四項中「貿易組合聯合會」を「及貿易組合聯合會」に改める。

第七條第一項中「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及貿易組合聯合會」を削り、同條第三項及び第四項中「貿易組合聯合會」を「及貿易組合聯合會」に改める。

第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」を削る。

第九條 登録税法第十九條第七号中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、及び「自動車交通事業法、」を削る。

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の課税については、なお従前の例による。

道路運送法案内閣提出に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔正木清君登壇〕

○正木清君 ただいま議題となりました道路運送法案について、運輸及び交

通委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、八月二十三日本委員会に付託せられ、八月二十八日政府より提案理由の説明を聴取して、以来委員会を開くことと至に二十四回、慎重なる審議をいたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行交通事業法は、自動車運送事業及び自動車道事業のみを対象とする事業法規でありまして、陸上運送において重大なる役割を担当する荷牛馬車、乗合馬車等の軽車輛運送事業に関する規定を欠くのみならず、現下の道路運送の秩序を確立するために必要な規定もなく、産業経済の要請から見て、また公共の福祉を確保する上から見て、不備な点が多くないのであります。

かつ、統制組合としての自動車運送事業組合を規定する等戦時法規としての残滓を帯びておきますので、これを廃止して、現下の事態に即應して、これら不備の点を補正するとともに、産業経済の要請に應ぜんとしたものであります。

本法案の内容のおもなる点をあげれば、第一、本法案は道路運送に関する総合法規として、自動車運送事業、自動車道事業のみならず、軽車輛運送事業、自家用自動車の使用及び道路運送の基礎をなす車輛の構造、検査及び整備をも対象とするものであります。

第二、事業の監理については、自動車運送事業、自動車道事業は、その公共性の大なるに鑑み免許事業とし、軽車輛運送事業は、これを届出事業といたしておるのであります。

第三、道路運送行政の民主化をはかり、その適正な運用を期するために、中央及び地方に道路運送委員会を置き、重要な行政事項に関しては、その意見を徴してこれをなすこと。

第四、自動車運送事業に関しては、妥当な免許基準を設けることとして免許の適正を期してはるほか、運送約款の制度を設けて、契約を定型化するとともに、運送義務及び運送責任を明確にし、不当競争その他公共の福祉に反する行為の取締り等事業の公正合理化に必要な規定を設けていること。

第五、自家用自動車に関する規定を設け、運送営業行為を禁止し、また公共の福祉確保のため必要ときには、その使用を制限または禁止し得ることとする等運送秩序の確立を期していること。

第六、車輛の整備いかんは輸送力に直接大いなる影響を及ぼすものでありますから、車輛の機能及び保安の適正化をはかり、輸送力の向上に資するために、車輛の構造、検査及び整備につき必要な規定を設け、特に車輛の検査については、車輛検査官制度を設けることとしたこと。

第七、罰則については、従来の規定が相当抽象的であつたのを改めて、具

体的にこれを規定し、また金刑を増額しておること。

第八、従来の統制方式による自動車運送事業組合を解散して自主的団体の設立に任せることとしたほか、自動車交通事業財團制度の廃止その他自動車交通事業法の廃止に伴う所要の規定を設けておること等であります。

次に、質疑應答の概略を申し上げますと、第一には、自動車運送事業及び軽車輻運送事業等に関する主管行政廳についてであります。第四條に、主務大臣の職権の一部を、政令の定めるところにより下級の行政廳に委任することとできるとありますが、いかなる職権を、いかなる下級の行政廳に委任する考えであるかとの質疑に対して、政府より、自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する運輸大臣の職権は鉄道局長に委任し、自動車事務所長をしてその事務を取扱わしめ、自動車道及び自動車運送事業については、鉄道局長及び都道府県知事に委任したい、また貨物軽車輻運送事業に関する行政廳は鉄道局長とし、自動車事務所長をしてその事務を取扱わしめ、旅客軽車輻運送事業及び旅客軽車輻運送事業としましては、都知事または市町村長としたいと考えている旨の答弁がありました。なおこの点について、現業を取扱う鉄道局長に道路運送に関する職権を委任することは、現業と監督行政とを紛淆し、従来の実績に徴するも、道路運送行政の円滑なる

運営を期するゆえんでない、現業部門と監督部門分離の意思ありやとの質疑に対しては、政府側より、現業部門と監督部門とはこれを分離し、現在の自動車事務所を拡充整備してこれを本省直屬とし、これに道路運送行政を取扱わしめることとしたい旨の答弁がありました。

第二に問題となりました点は、第八條の道路運送委員会についてでありました。道路運送委員会の組織、委員の数、任期等は政令で定めるところとなつておるが、地方委員会設置の場所、委員の数、任期等はいかに定めるつもりであるかとの質疑に対しては、政府より、地方委員会は交通経済の実情に即する必要上、大体鉄道局の区域に置くこととしたい、委員は、各都府縣は一人、北海道は数人を、各都道府県知事の推薦により、運輸大臣の申出によつて内閣総理大臣がこれを命ずることとした、地方道路運送委員会の委員長をもつて中央道路運送委員会委員として、任期は五年としたいと考えておる旨の答弁がありました。これに対して、各般の運送事情に通曉し、地方の輿論を把握する適任者一人を知事に推薦させることは無理であり、現段階においては、各都府縣二人または三人の委員を出すこととしなければならぬと思ふがいかなるの質疑に対しては、各都府縣一人とするも、知事の推薦する委員は國民代表の立場において公正

な意見を立てるものと思ふ、また委員会として必要な報告等を求めることができ、事件関係人または参考人の出頭を求めて意見、報告を徴しなければならぬ規定となつておるものであるから、一府縣一人でも完全にその職務を遂行し得るものと思ふとの政府の答弁がありました。

その他自動車運送事業、軽車輻運送事業及び自動車、輕車輻に関する行政は都道府県知事に取扱わしむべきであるがいかん。下級行政廳を新設して道路運送行政を取扱わしめるにあつては、都道府県知事との緊密なる連絡が必要であるがその点いかん。道路運送委員会の性格いかん。また本法において規定せんとする輕車輻の範圍、自動車運送事業免許に関する妥當な基準及び本法施行の期日等に関して、種々論議が聞かれたのでありますが、その詳細は會議録に譲りたいと思ひます。以上のごとく政府側と熱心な質疑應答の結果、本法案は、政令に委ねておる主務大臣の職権の一部を委任する下級行政廳及びその委任事項、道路運送委員会の組織、委員の任免、資格及び任期、本法施行の期日等の諸点について修正を要するものありと認め、十月二十二日修正案起草小委員会を設け、種々意見を交換した上、後述の修正案を得たものであります。そこで、十二月二日委員会において討論に入り、社会黨高橋英吉君、民主黨原彪君、自由黨

高橋英吉君が、それ〴〵党を代表して、政府に対し、この法律の施行にあたり、地方自治行政との密接な連繫につき特段の考慮を希望し、各派共同提案による修正案及び修正部分を除く他の原案に賛成する旨述べられまして、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案を修正議決した次第であります。

時間も大分経ちましたので、委員会において決定いたしました修正部分のおもなる内容を簡単に申し上げます。すなわち、第四條について、この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で、都府縣の区域内または政令の定める道内の区域内におけるものを掌理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館市、室蘭市、帯廣市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監理事務所を置くことにした。また、この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、一、第三章及び第七章に規定する職権については道路運送監理事務所長、二、第五章に規定する職権については道路運送監理事務所長及び都道府県知事に委任し得ることとしたこと。

定する事項については道路運送管理事務所長、二、旅客輕車輻運送事業に関する事項及び旅客輕車輻に関する第八條に規定する事項については都府縣の長または市町村長、三、自動車道の工事のためにする土地の立入り及び使用に関する事項については都道府県知事としたこと。

第八條につきましては、中央道路運送委員会は委員九人、地方道路運送委員会は委員若干人とし、地方道路運送委員会の委員は、各都道府県知事の推薦に基づき、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを命じ、その数は都府縣二人、北海道若干人、道路運送委員会の委員の任期は三年とし、交代制をとり、また再任を妨げない、その他資格、任免等につき新たに規定したこと。附則の本法施行期日については、自動車取締令廃止の関係から、第一條ないし第三條その他車輛に関する規定、自動車運送事業組合及び同連合会の廃止等に関する規定は昭和二十三年一月一日、第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。その他の規定は、昭和二十三年三月十五日からこれを施行することとしたこと。以上のはか案の字句の修正をいたした次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であり、また、本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第七 簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第七、簡易生命保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長岡田勢一君。

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

第一條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

第四條 簡易生命保険ノ保険金額ハ被保険者一人ニ付二萬五千圓以下トシ一保險契約ニ付千圓以上トス

第二條 郵便年金法の一部を次のように改正する。

第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二萬四千圓以下トシ一年金契約ニ付二百四十圓以上トス

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

ては、簡易生命保険法第四條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定による。

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第三條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定による。

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔岡田勢一君登壇〕

○岡田勢一君 ただいま議題となりました簡易生命保険法等の一部を改正する法律案に關し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の制定理由であります。最近における物價の急激なる高騰に伴ひ、簡易生命保険の保険金額及び郵便年金の年金額の現行最高制限額をもつてしましては、國民經濟生活の安定強化を目的とする兩制度本来の機能を十分に發揮できないのみならず、他面兩事業それ自体として、高額契約の獲得により努めて事業費の低減、收支状況の改善をはかる必要がありますので、右最高制限額を適當な限度に引上げる一方、利用者にとつてほとんど價値がなく、いたずらに事業費の増高を來すような少額契約を排除するために、新たに保険金額及び年金額の最低制限額を設けようとして

て、政府は本案を提出するに至つたのであります。

次に本法律案の内容は、以上の理由によりまして、簡易生命保険金額については、その最高制限額を被保険者一人につき現行の五千圓から二萬五千圓に引上げるとともに、新たに一保險契約につき千圓の最低制限額を設け、郵便年金額については、その最高制限額を年金受取人一人につき現行の六千圓から二萬四千圓に引上げるとともに、新たに一年金契約につき二百四十圓の最低制限額を設けようとするものであります。なお、本法律案の施行期日は明年一月一日とし、施行前の保險、年金契約については、この法律案による改正にかかわらず、なお従前の規定による旨、附則において規定しております。

十一月二十七日日本案の付託を受けまして以來、委員会はまず通信大臣より提案理由の説明を聴取し、引続き質疑を行つたのであります。その詳細は會議録に譲りまして、ここには、その一、二を要約して申し上げることにいたします。

まず、本法律案による保險年金額の最高制限額算定の根拠いかんという質疑に對し、政府は、簡易生命保險金額については、かりに昭和十七年當時と今日とを對比して、物價騰貴率に應じて最高制限額を算出するときは、三万円以上になるのであるが、民間保險業

者に及ぼす影響をも考慮して、これを二萬五千圓に止めた旨並びに郵便年金額については、一面生活保護法による生活扶助費との均衡をはかり、他面、安逸徒食の弊風を生じないように考慮して、これを二萬四千圓にした旨の答弁がありました。

次に、インフレの高進によつて、保險、年金のような長期契約は、利用者に貨幣價値の下落による損害を與える結果を招くことが多いが、何らか救済の方法はないかという問に對しましては、政府は、簡易生命保險及び郵便年金制度自体としては、制度を通じてインフレの防止に努めるほか、事業の建前からいつて特別の方途をとることはできない旨答弁いたしております。

かくて、本月二日質疑を終了し、討論を省略して、ただちに採決を行いましたところ、全員一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案(内閣提出)

第九 副檢察事の任命資格の特例に關する法律案(内閣提出)

第十 最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)

第十一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第八、國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案、日程第九、副檢察事の任命資格の特例に關する法律案、日程第十、最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案、日程第十一、裁判所法の一部を改正する法律案、右四案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員大島多藏君。

國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案

第一條 國を當事者又は參加人とする訴訟については、最高法務總裁が、國を代表する。

第二條 最高法務總裁は、所部の職員でその指定するものに前條の訴訟を行わせることができる。

最高法務總裁は、行政廳の所管し、又は監督する事務に係る前條の訴訟については、必要があると認めるときは、当該行政廳の意見を聽いた上、当該行政廳の職員で最高法務總裁の指定するものにその訴

訟を行わせることができる。この場合には指定された者は、その訴訟については、最高法務総裁の指揮を受けるものとする。

第三條 前條の規定は、最高法務総裁が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一條の訴訟を行わせることを妨げない。

第四條 最高法務総裁は、國の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる。

第五條 行政廳は、所部の職員でその指定するものに行政廳を當事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

前項の規定は、行政廳が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

第六條 前條第一項の訴訟については、行政廳は、最高法務総裁の指揮を受けるものとする。

最高法務総裁は、前條第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同條第二項の規定により行政廳の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

公正取引委員会の審決に係る訴訟

訟については、前二項の規定を適用しない。

第七條 第二條、第五條第一項又は前條第二項の規定により最高法務総裁又は行政廳の指定した者は、当該訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

第八條 調停事件その他非訟事件については、第一條乃至前條の規定を準用する。

附則

この法律は、最高法務廳設置施行の日から、これを施行する。

行政廳の職員でこの法律施行の際現に係属している第一條又は第八條の事件について國を代表しているものは、その事件については、これを第二條第二項（第八條において準用する場合を含む。）の規定により最高法務総裁の指定した者とみなす。郵便貯金法の三部を次のように改正する。

第五條 削除

國の利害に係るある訴訟について、最高法務総裁の権限等に関する法律案内閣提出に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

副検事の任命資格の特例に関する法律案

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條

第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

副検事の任命資格の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

第一條 司法省は、これを廃止する。この目的のために司法省官制は、これを廃止する。

第二條 法制局は、これを廃止する。この目的のために内閣法の一部を次のように改正する。

第十二條中「及び法制局」及び第三項を削り、同條第四項中「前二項」を「前項」に改める。

第三條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第九條中「及び法制局」を削る。

第十條中「及び法制局」「夫、」「及び法制局長官」「各及び」「又は法制局」を削る。

第十一條中「及び法制局」を削る。

第十二條中、内閣官房及び法制局を「及び内閣官房」に改める。

第四條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十條第三号を次のように改める。

三 削除

第五條 國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條中「五 法制局長官」を「五 最高法務廳の各長官」に改める。

第六條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「司法次官」を「最高法務廳の各長官、最高法務總裁官房長」に、「司法事務官、司法教官」を「最高法務廳事務官、最高法務廳教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「司法事務官」を「最高法務廳事務官」に、「司法教官」を「最高法務廳教官」に改める。

第七條 檢察廳法の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「最高法務總裁」に改める。

第十九條第一項第三号中「司法次官」を「最高法務廳の各長官、最高法務總裁官房長」に、「司法事務官」を「最高法務廳事務官」に、「司法教官」を「最高法務廳教官」に改める。

第八條 警察法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「總理廳」を「總理廳及び最高法務廳」に改める。

第九條 官吏任用敍級令の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「法制局長官」を削る。

第十條 官吏分限令の一部を次のように改正する。

第一條中「法制局長官」を削る。

第十一條 官吏懲戒令の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「法制局」を「最高法務廳」に改める。

第二十三條第一項中、「法制局」を削り、「法制局長官」を「内閣官房長官、最高法務廳ニ在リテハ最高法務總裁官房長」に改める。

第十二條 大正十二年勅令第五百二十八号（司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件）の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「最高法務總裁」に、「司法事務官」を「最高法務廳事務官」に改める。

第十三條 左に掲げる法令中「司法大臣」を「最高法務總裁」に、「司法省」を「最高法務廳」に改める。

恩赦法

矯正院法

供託法

刑事訴訟法

公証人法

小切手法

司法書士法

少年法

手形法

逃亡犯罪人引渡條例

非訟事件手続法

不動産登記法

弁護士法

昭和二十二年法律第五十四号

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

第十四條 左に掲げる法令中「主務大臣」を「最高法務總裁」に改める。

國籍法

明治三十一年法律第二十一号

(外國人を養子又は入夫となす法律)

外國人登録令

昭和二十二年勅令第一号(政黨、協會其の他の團體の結成の禁止等に関する件)

昭和二十一年內務省令第三十号

(正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に關する件)

第十五條 他の法令中「司法大臣」とあるのは「最高法務總裁」と「司法省」とあるのは「最高法務廳」と読み替へるものとする。

第十六條 この法律に定めるものの外、最高法務廳設置法の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十七條 この法律は、公布の後六十日を經過した日から、これを施行する。

第十八條 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條並びに檢察廳法第十九條の規定の適用については、夫々最高法務廳の各長官、最高法務廳事務官及び最高法務廳教官の在職とみなす。

最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号を次のように改める。

二 罰金以下の刑にあたる罪、選

挙刑として罰金が定められてゐる罪又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る訴

訟

同條第二項を次のように改める。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪につき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪の刑を以て処断すべき事件におい

ては、三年以下の懲役を科することができ

簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十九條第四項及び第五項を削る。

第四十一條第二項中「司法事務官」の下に「司法教官を加へる。

第四十二條第二項中「又は司法事務官」を「司法事務官又は司法教官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司法事務官」の下に「司法教官」を加へる。

第五十條中「下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年」と「高等裁判所又は地方裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

「大島多藏君登壇」

○大島多藏君 ただいま議題と相なり

ました國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案、副檢察事の任命資格の特例に關

する法律案、最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の四案について、委託によりまして、私から司法委員会における審議の經過並びに結果の概要を御報告いたします。

第一に、國の利害に關係ある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨を御説明いたします。最高法務廳設置法の制定により、國の利害に關係のある訴訟に関する事項は、最高法務總裁がこれを管理することとなりますので、これに對應して、この種の訴訟に關する権限を定めることが必要となつたのであります。中央または地方の行政官廳の所管事務にかかわる民事訴訟については、憲法、裁判所法及び國家賠償法の制定に伴い、國民から國に對する損害賠償の請求訴訟、國から職員に對する求償の訴訟等國を當事者とする訴訟その他いわゆる行政事件の訴訟が従前よりも増加し、その内容もまた一層複雑となることが予想されるのであります。か

ような事態に對処するため、この種の訴訟については、法律問題に關する内閣の最高顧問たる地位にある最高法務總裁が一元的にこの実施等の責に任ずることとし、もつて關係各廳の負担の軽減をはかるとともに、その実施の統一を期せんとするのが、本案の趣旨であります。

以下、この法律案の要旨を申し上げます。第一は、國を當事者または參加人とする民事訴訟については、最高法務總裁が國を代表するものとしたことであり、第二は、最高法務總裁は、その指定する所部の官吏その他のものに、國を當事者または參加人とする民事訴訟を行わせ得るものとしたこととあります。第三は、最高法務總裁は、國の利害または公共の福祉に重大な關係のある訴訟において、みづから、または所部の職員により、裁判所に意見を述べることができるとしたことであります。第四は、行政廳を當事業者または參加人とする訴訟の代理人に關する規定を設けたことであります。違法な行政処分は、すべて裁判所に訴し得ることとなりましたが、この種の行政事件について、行政廳は弁護士を訴訟代理人に選任するほか、その指定する所部の職員に訴訟を行わせることができるものとしております。第五は、行政事件の訴訟について、最高法務總裁の指揮権を定めたこととあります。右の訴訟は、實質上は國の事務にかかわる訴訟にほかなりませんので、行政廳は最高法務總裁の指揮を受けるものとし、これにより國の利害に關係のある訴訟の一元的実施を期したのであります。但し、私的独占及び公正取引の確保に關する法律による委員会の訴訟については、總裁の右

の指揮監督を受けないものとした。以上が、政府原案の要旨であります。

委員会は、十一月二十七日政府の説明の後、ただちに質疑に入り、本月二日まで質疑應答を続けたが、質疑應答はほとんど第四條に集中せられたのであります。

すなわち同第四條によりますれば、「最高法務総裁は、國の利害又は公共の福祉に重大な關係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所の職員に意見を述べさせることができる。」とあります。この條文をめぐつて、第一に、國の利害または公共の福祉に重大な關係がある訴訟といつても、その概念が明確でない。いかなる範圍か、これを明らかにされたいとの質疑がありました。これに対し政府より、國の財政的見地から、あるいは政策的見地から國の利害に關係のある訴訟であつて、具体的事件の出現を重ねてその範圍が定まるものである。但し、重要な利害の程度については、法務総裁だけの見解でなく、裁判所側の解釈も加わつて裁判所の許可が定まるのであるから、必ずしも概念が不明確というわけではないとの答弁がありました。

第二は、最高法務総裁みずから裁判所に対し意見を述べることは、たとい裁判所の許可を得た場合とはいへ、裁判に干渉というような悪影響を

與えないかという質疑がありました。

これに対し政府から、法務総裁は裁判所の許可がなくては意見を述べられないし、多くの場合は、裁判所側から國に利害關係のある事件につき総裁の意見を求めて参考にするのである。総裁が出廷して意見を述べることは、すでに人事訴訟法や非訟事件手続法によつて、檢察官が公益の代表者として事件に立ち合い、意見を述べるのとその由來を同じくするのであつて、総裁の意見陳述は裁判の参考となつても、悪影響は受けないと思うとの答弁がありました。

本月二日、明禮委員より修正案が提出せられました。その内容は、本案第四條中、法務総裁「自ら意見を述べ、又は」を削らんとするものであり、その理由は、裁判の公正のため、いやしくも司法権行使に悪影響あるものは一切これを排除したいというにあるのであります。

次いで、同日討論に移り、修正案に對しては、憲法委員の賛成意見が述べられました。採決の結果は少数を以て否決となり、本案は多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

次に、副檢察事の任命資格の特例に關する法律案について御報告申し上げます。

政府原案の要旨は、區檢察廳の檢察官の充實をはかるため、その檢察官の

職に補すべき副檢察事を急速に任命する必要があるのに、適當な資格を備えた者が少い現状に鑑み、任命資格に特例を設け、向う一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副檢察事の職務に必要な學識経験者で選挙を経た者の中からも任命することができるというのであります。

本案については、十一月二十九日政府の説明の後、わずか一箇條の條文であります。十二月一日、二日の両日にわたつて質疑が行われたのであります。その要点をかいつまんで御紹介いたします。

第一に、副檢察事に任命される者はいかなる人物かとの質疑に對し、たとえば裁判所、檢察廳で業務成績の優秀な者や、外地帰りの領事、副領事や、警察署司法主任のごとき者が副檢察事の選挙にはいるとの應答がありました。

第二に、本案が裁判所内の人員補充の危機突破のための特例であるならば、副檢察事の將來については、檢察になることを約束せず、また弁護士となることを禁じてはどうかという質疑がありました。これに對して、副檢察事

在職三年の後に嚴正な考試を行へば、檢察の素質及び実力がさほど低下することはないし、また弁護士に轉ずることとは、別途の方法をもつて処理すればよいものと考え、なお、五年間の在職期間を定めることは、檢察任命資格としての副檢察事任職期間に二種類を認

める結果になるから適當でないとの答弁がありました。以上が、質疑の要点でございます。

次いで、同日討論に移り、各黨委員より、それ〴〵黨を代表して原案に賛成の旨の發言がなされましたが、この際一部に、任用の際においては嚴格な考試の実施を要望する意見がありました。これを附加いたしておきます。次いで採決の結果、本案は満場一致をもつて政府原案の通り可決いたしました次第でございます。

次に、最高法務廳設置に伴う法令の整備に關する法律案について御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨を御説明申し上げます。本案は、新たに最高法務廳が設置せられ、司法省及び法制局が廢止されることになりましたので、これに伴い關係各法令に必要な変更を加える必要から提出せられたものであります。

改正の要点を申し上げますと、第一に、司法省及び法制局を廢止し、關係各法令についてそれ〴〵これらに關する規定を削除し、必要に應じて、「司法省」法制局とあるのを最高法務廳と改めております。第二に、司法大臣とあるのを最高法務總裁と改めております。第三に、從來内務大臣に屬して

いた国籍、外國人登録、ボツダム宣言受諾に伴う勅令による團體の禁止、解散等の権限が最高法務總裁に移されま

すので、これらに關する法律、勅令中「主務大臣」とあるのを「最高法務總裁」と改めております。第四に、最高法務廳に置かれる五人の長官の職を、その地位職責に鑑み、國家公務員法にいう特別職としたのであります。第五に、裁判官及び檢察官の任命資格等に關する法令の規定について、司法次官、司法事務官及び司法教官に代つて、新たに最高法務廳に置かれる各長官、官房長、最高法務廳事務官及び最高法務廳教官を加えるように改めております。

第六に、警察法及び官吏懲戒令の各細部を改正して、國家公安委員會の警備すべき官廳の中に、最高法務廳を加えたことなどであり。以上が、本案の要旨であります。

十一月二十九日、本案に對する政府の説明がありました。この法案はまつたく文字の改正でありまして、最高法務廳設置に伴つて關係法令中の用語を整理しただけのものであります。

で、委員會においては、別に發言がなく、質疑討論を省略し、ただちに採決の結果、本案は満場一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について御報告いたします。まず、政府原案の要旨を御紹介申し上げます。本案は、裁判所法施行以來情勢も變化し、また本法施行の実績に徴して、これを若干改正する必要が生じた

ために提出せられたものでありまして、そのおもなる改正点をあげますれば、第一点は、従来地方裁判所のみに属していた窃盗罪及びその未遂罪に関する裁判権を簡易裁判所にも與へ、簡易裁判所は、これらの罪について三年以下の懲役を科することができるとした点であります。その理由は、現下の不安定な経済情勢を反映して、窃盗罪をはじめ犯罪が激増の一途をたどり、地方裁判所の刑事事件は山積している状態でありまして、事案の簡単な窃盗罪を簡易裁判所に移そうというのであります。第二点は、裁判官任命諮問委員会に關する規定を廃止した点であります。これは、諮問委員会の諮問を経て任命する方式が形式に流れて所期の効果を得られない憾みがあり、かつ指名及び任命に對する責任の所在を不明確ならしめるおそれがあるという理由によるのであります。よつて、第三十九條第四項及び第五項を削除して、最高裁判所の裁判官の任命についてはこれを内閣の自由裁量とし、その代り、指名または任命に關しては内閣が一切の責任を負うことにしたというわけでありす。第三点は、裁判官の任命資格の中に司法教官を加ふたことでありす。これは、裁判所法案の提出當時には司法研修所の設立が未定であつたので、司法教官が裁判官の任命資格中に漏れていたので、今回それを補うというわけでありす。第四点は、簡易裁判所判事の停年を六十五年から七十年に引上げた点であります。これによつて老練な退職判事、弁護士が統々簡易裁判所に任命されることを期待しているわけでありす。以上が、政府原案の要旨でございます。

この法案につきましては、十一月二十九日政府の説明を聴き、本月一日、二日衆議院を重ねてまいりましたが、問題となりましたのは、最高裁判所裁判官の任命諮問委員会を何ゆゑ廃止するかということでありす。これに對する政府の答へは、諮問委員に各方面の納得する人を得ることが困難であること、さらに諮問委員会の答申があれば、内閣は事実上拘束を受けざるを得ないのであつて、これは憲法上内閣の責任と明記されているにもかかわらず、その責任の帰趨をあいまいならしめるものであることでありました。委員會は、昨三日討論を行い、次いで採決の結果、本案は満場一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。以上、四案に對する報告を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決に入ります。四案の委員長報告はいずれも可決であります。

まず日程第九、副検事の任命資格の特例に關する法律案につき採決いたします。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第八、第十及び第十一の三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十二 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 農地調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第十二、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案、日程第十三、農地調整法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員會に付託した議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長野溝勝君。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「創設し、」の下に「又、土地の農業上の利用を増進し、」を加へる。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいひ、牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地、農地並びに植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く。をいふ。

同條第三項中「前項」及び「同項」を「前二項」に、「耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作の業務を営む者の戸主若しくは家族」を「耕作若しくは家畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者は耕作若しくは家畜の業務を営む者の親族若しくはその配偶者」に改める。

この法律において、自作牧野とは、耕作又は家畜の業務を営む者が所有する家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいひ、小作牧野とは、耕作又は家畜の業務を営む者が賃借權、使用貸借による權利、永小作權又は質權に基き家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいふ。

第三條第一項第一号中「以下同じ」を「以下本條、第四條及び第七條第二項において同じ」に、同條第四項中「第七號」を「第七號及び第八號」に改め、同條第五項第一号中「第三號の面積の下に」(第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積)を加へ、同條に次の一項を加へる。

前項第一號又は第三號の規定の適用については、左の場合に限り、當該自作農又は法人その他の團體の営む耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が當該農地を専断的に耕作するに充分な自家勢力を有してゐる場合又は當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必要であると認められる場合

二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められ、且つその耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に缺く

このできないものである場合

第四條第一項中「戸主若しくは家族」を「親族若しくはその配偶者」に、同條第二項中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

第五條第二号中「都道府縣農業會、市町村農業會、農事實行組合、農地開發團體」を削り、同條第三号中「又は農事指導の目的を」若しくは農事指導の目的又は主として省令で定める耕作以外の目的に、同條第四号中「施行する土地」を「施行する土地その他主務大臣の指定するこれに準ずる土地」に、同條第五号中「指定」を「指定し、又は都道府縣農地委員會の指定」に、同條第六号中「當該農地」を「當該農地但し、その自作農の所有する農地の面積が第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えないときは、その面積を超えない面積の當該農地に限る」に改め、同條第七号を第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加へる。

七 第四十條の二の規定による買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作農

第五條の二 都道府縣が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和二十一年十二月二十九日以後において賃借權、使用貸借による權利又は永小作權を取得した農地については、前條第一號の規定は、これを適用しない。但し、これらの權利の取得の當時當該農地の所有者が當該農地に就いて耕作の業務を営む自作農である

場合において、當該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第三條第一項第三號の面積(同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積以下本條において同じ)を超えないときは、當該農地の全部、同號の面積を超えるときは、當該農地のうち當該自作地の面積との合計が同號の面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第六條第三項中「地租法」を「土地台帳法」に、同條第五項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に改める。

第六條之二 昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を営んでゐた小作農(その小作農が當該小作地につき同日現在において有する賃借権、使用貸借による権利又は永小作權を當該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ)で同日以後において當該小作地に就いての耕作の業務をやめたもの若しくは同日現在における小作地で同日現在におけるその所有者若しくはその所有者の住所が同日以後において變更したものに就き同日以後引き続き耕作の業務を営んでゐる小作農又はこれらの者の相續人が、市町村農地委員會に對して當該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における農地買収計畫を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員會は、當該所有者が同日現在において所有してゐた

小作地につき同日現在における事實上に基いて農地買収計畫を定めなければならない。

前項の請求があつた場合において、市町村農地委員會は、同項の規定による農地買収計畫において左の各號の一に該當する小作地を買収すべきことを定めることはできない。

一 昭和二十年十一月二十三日現在における小作地の同日現在におけるその所有者又はその承繼人が同日以後において當該小作地の賃借権の解除若しくは解約(合意解約を含む。以下同じ)をし、又は更新を拒絶した場合において、都道府縣農地委員會が當該賃借権の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當該所有者又は承繼人及び小作農に就いての事情を調査して當該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認め、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 前號の外市町村農地委員會において前項の請求が信義に反すると認め、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

三 前項の小作農又はその相續人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作權に基いて第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超える面積の

農地に就き現に耕作の業務を営んでゐる場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

四 昭和二十年十一月二十三日現在における事實上に基いて定められた農地買収計畫によつて買収をするときは、當該小作地の同日現在における所有者又はその承繼人で同日以後において當該小作地に就き耕作の業務を営むものの生活状態が同項の請求をした者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合、その請求をした者が同日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

第六條之三 市町村農地委員會が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に當該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同項の規定により農地買収計畫を定め、ない場合において、當該請求をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府縣農地委員會に對して當該市町村農地委員會に同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員會は、當該市町村農地委員會に對して同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示しなければならない

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二號中「市町村農地委員會」とあるのは「都道府縣農地委員會」とする。

員會」と読み替へるものとする。

第六條之四 前二條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その他の契約に基いて耕作の業務を営んでゐた者で同日以後當該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、當該自作地は、これを小作地とみなす。

第六條之五 昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計畫を定める時期とにおいて、所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作權その他の權利に基いて耕作の業務を営む者が異なり、又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地及び同日現在における農地で同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員會は、第六條之二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實上に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

前項の場合には、第六條之二第二項の規定を準用する。

市町村農地委員會は、第一項の農地につき第六條之二第一項の規定により農地買収計畫を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員會は、前項の審議において第一項の規定により農地買収計畫を定めることを否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第七條第一項中「前條」を「第六條」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の農地につき所有権を有する者が當該農地のある市町村の区域内に住所を有するときは、その者が當該市町村の区域内において所有する農地に就き耕作の業務を営む小作農についても、また同項と同様とする。この場合には、第四條第一項の規定を準用する。

第八條中「同條第二項」を「同條第三項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第九條第三項を削る。

第十二條之二 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の當時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條之二の事業を営む者(以下電氣事業者と總稱する。)の所有に屬し、電線路の施設の用に供されてゐるものであるときは、その取得の時に當該電氣事業者のために、省令の定めるところにより、當該農地につき賃借權が設定されたものとみなす。但し、當該電氣事業者が反對の意思を表示したときは、この限りでない。

前項の場合には、前條第三項の規定を準用する。

第十三條第一項但書中「抵當權がある場合において、當該權利を有する者の請求があるとき、又は當該權利を有する者が知れないときは」を「抵當權があるときは、當該權利を有する者から供託をしなくてもよい

用に關し必要な簿書の閲覧又は謄寫を求めることが出来る。

第三十四條に次の一項を加える。

第三十條第一項の規定による買収に係る土地が、その買収の当時電氣事業者が所有権、賃借權、使用貸借による權利又は地上權に基

き電線路の施設の用に供してゐるものである場合には、前項において準用する規定の外、第十二條第二項第三項及び第十二條の二の規定を準用する。

第三十八條第二項中「及び第三十二條第一項を、第三十二條第一項及び第三十二條の二に、」第七條第二項を第七條第三項に、前條第五項を第六條第五項に改める。

第三十九條第三項中「第二十二條第三項乃至第七項を、」第二十二條第三項乃至第八項に改める。

第四十條の二 左に掲げる牧野は、政府が、これを買収する。

一 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。以下第二號及び第四號において同じ。)外において所有する小作牧野

二 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては一町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の小作牧野

三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加

算して得た面積以下同じ。)が、北海道にあつては二十町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野

四 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作牧野の面積とその者の所有する自作牧野の面積の合計が前號に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

前項第二號又は第三號の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三段歩」と、「三町歩」とあるのは、「五町歩」と、同條第三項中「第二項」とあるのは、「第四十條の二第二項」と読み替へるものとす。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 農地を所有しない者又は耕作若しくは養畜の業務を営まない者の所有する小作牧野

二 自作牧野の所有者が牧野を集

約的に利用することに因つて第一項第三號の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本號において同じ。)以下において、都府縣農地委員會又は市町村農地委員會において定める一定面積の牧野を以て同號の面積の牧野と同程度の生産をあげることができると認められる場合、同號の面積からその一定面積を控除して得た面積の當該自作牧野としない法人その他の團體の所有する牧野

四 牧野で所有權その他の權原に基きこれを家畜の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供してゐないもの

五 前各號に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を、第一項の規定の適用については、同條第二項の規定を準用する。この場合において同條中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。)」と読み替へるものとす。

政府は、必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することが出来る。

り買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物

二 第一項若しくは第四項の規定により買収する牧野又は當該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業施設又は水の使用に關する權利

第四十條の三 政府は、左の各號の一に該當する牧野については、前條の規定による買収をしない。

一 都道府縣又は市町村の所有に屬し、公公用又は公用に供してゐる牧野で主務大臣の指定したものであるもの

二 市町村、財産區又は農業協同組合(主務大臣の指定するものを除く。)の所有に屬し、共同利用に供してゐる牧野(前條第一項第三號の面積に當該牧野を共同利用してゐる者の人数を乗じて得た面積からそれらの者の所有してゐる牧野でそれらの者が前條の規定による買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。)

三 都道府縣又は主務大臣の指定する教育機關の所有に屬し、専ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各號に掲げるものの外、省令の定めるところにより、主務大臣の指定した牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる者が第五條第六號に規定する事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供することができないため一時當該自作牧

野につき賃借權又は使用貸借による權利を設定した場合、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が、その自作牧野の所有者が近く當該牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供するものと認め、且つそのことを相當と認める當該牧野但し、その者が所有する牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積)が前條第一項第三號の面積又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えないときは、その面積を超えない面積の當該牧野に限る。

第四十條の四 政府が第四十條の二の規定による買収をするには、市町村農地委員會(省令で定める場合)以下第四項において同じ。)の定める牧野買収計畫によらなければならない。

牧野買収計畫においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工作物又は權利並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、省令の定めるところにより、牧野にあつては當該牧野の近傍類似の農地の時價を參照し、牧野以外のものにあつては時價を參照してこれを定める。

市町村農地委員會は、牧野買収計畫を定めたときは、遅滞なくそ

官報外 昭和二十二年十二月五日 衆議院會議錄第七十一号 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案外一件

九 九

の旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第四十條の二の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しななければならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物又は権利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期

牧野買収計畫については、第六條の二、第六條の三及び第六條の五乃至第八條の規定を準用する。この場合において、第一項の省令で定める場合にあつては、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣知事」と、「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとし、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む）」と読み替へるものとする。

る。この場合において、第三十條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、前條第一項の省令で定める場合を除いて、「市町村農地委員會」と読み替へるものとする。

政府は、前項において準用する第三十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。以下第三項において同じ。）の規定による行為、前項において準用する第三十三條第一項の規定による収去又は同條第四項において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第一項において準用する第三十三條第一項の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保権以外の権利を有した者、第一項において準用する第三十三條第二項の規定による買収の場合にあつては、當該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有權及び擔保権以外の権利を有した者に限る。但し、その者が第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第二項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第四項及び第五項中「市町村農地委員會」とあるのは、第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償

償については、同項の規定により市町村農地委員會がした行為に係る場合を除いては、「都道府縣農地委員會」と、その他の補償については、「都道府縣知事」と読み替へるものとする。

第四十條の六、第四十條の二の規定による買収のあつた牧野で都道府縣農地委員會が、省令の定めるところにより、指定するものにつき、前條第一項において準用する第十二條第二項の規定により設定された権利がある場合において、當該牧野を開闢して自作農を創設するため第四十一條の規定による當該牧野の賣渡がある前に當該權利を消滅させる必要があるときは、都道府縣農地委員會は、當該權利の消滅すべき時期を指定することができる。

前項に規定する權利は、同項の規定により指定された時期に消滅する。

前項の場合には、第二十二條第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、「第十六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替へるものとする。

第一項に規定する牧野については、第四十條の規定を準用する。第四十一條第一項を次のように改める。

政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二 政府の所有に屬する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する權利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡すべきものと決定されたもの

三 政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四 公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

同條第二項中「第二十六條」を「第二十八條の二」に、「第三十一條」の規定による未墾地買収計畫により買収し、又は使用した土地（第三十條第一項第二號に規定する土地を含む。）、權利、立木又は工作物の賣渡又は賃貸については「を」を「第七十七條中「前條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と読み替へるものとし、市町村農地委員會の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収した土地を賣り渡し、又は賃貸する場合を除いては」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村農地委員會が定めた牧野買収計畫により買収した牧野を第一項の規定により賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外、第十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

第一項の規定により同項に規定する土地を賣り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至第三十二條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と読み替へるものとする。

外、第十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

第一項の規定により同項に規定する土地を賣り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至第三十二條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と読み替へるものとする。

第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、前三項において準用する規定の外、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替へるものとする。

第一項の規定により賣り渡した土地については、土地家賃法第十八條の規定は、これを適用しない。

第四十一條の二 政府は、前條第一項の處分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一號、第三號又は第四號に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。但前項の使用は、無償とする。但

し、命令で定める場合は、この限りでない。この場合には、第二十六條の二の規定を準用する。

前條第一項第三號の決定前において政府の所有に屬する土地物件を同項に規定する者に使用させる場合も、前二項の同様とする。

第四十一條の三、第三十七條の規定により買収し、若しくは使用した土地（當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は政府の所有に屬する土地で、命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に賣り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたものの賣渡又は賃貸は、都道府縣知事が賣渡又は賃貸の相手方に對し通知書を交付して、これをするものとする。

前項の場合には、第十七條、第二十六條の二、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。

第一項に規定する賣渡のあつた土地の對價の支拂は、命令で定める均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該土地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十二條中「又は第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十條の四第四項」に改める。

「第三十七條又は第四十條の二」に、「第三十二條第二項又は第三十九條第一項」を「第三十二條第二項」を「第三十二條第二項

（第四十條の六第二項及び第四十一條第五項において準用する場合を含む。）第三十九條第一項又は第四十條の五第二項」に改める。

第四十四條中「第三十三條第二項」の下に「第四十條の五第一項において準用する場合を含む。」を加え、

「若しくは第三十七條」を「第三十七條若しくは第四十條の二」に、「第二十九條第二項」を「第二十八條第四項第五項及び第二十九條第二項」に、「若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地又は第四十一條の三第一項に規定する賣渡のあつた土地について、土地台帳法の登録にについては、政令で特例を定めることができる。

第四十四條の二、第三條、第十五條、若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて政府が取得した土地については、土地台帳法第四十四條の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、同法を適用する。

第四十四條の三、第三條、第十五條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収をする場合を含む。）の規定による買収をする場合、都道府縣知事は、省令の定めるところにより、土地台帳法第十八條、第二十六條、第四十條又は第四十一條

の規定による申告を土地所有者又は質權者若しくは地上權者に代つてすることができ。

第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地又は第四十一條の三第一項に規定する賣渡のあつた土地について、土地台帳法の登録にについては、政令で特例を定めることができる。

第四十四條の四、政府が第三條、第十五條、第三十三條第一項、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地又は建物に對し、地方税法第四十六條又は第四十七條の規定によりその取得の際における當該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）第二十九條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地、權利又は立木、工作物その他の物件、第一項の命令で定める土地物件又は權利並びに第四十一條第一項及び第四十一條の二第一項に掲げるものは、農林大臣が、これを管理し、又は處分する。

の三第一項に規定する當該土地の賣渡を受けた者は、當該所有者に當該地租又は家屋税の全部又は一部に相當する金額を支拂はなければならない。

農林大臣は、前項に掲げる土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する權限の一部を市町村農地委員會その他省令で定めるものに行はせることができる。

第四十七條に次の二項を加える。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣知事又は都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を處理することができる。

前項の場合には、同項の規定により主務大臣の處理する事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會に對してすべき農地の申立は、主務大臣に對してこれをするものとする。この場合には、第七條第四項及び第五項の規定を適用しない。

第四十七條の二 この法律による行政廳の處分が違法なもの取消又は變更を求める訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、當事者がその處分のあつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならぬ。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、この法律による行政廳の處分の執行を停止しない。

第四十八條中「第三條第一項」の下に「第四十條（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）第七條第二項（第四十條の四第五項において準用する場合を含む。）及び第四十條の二第二項」を加え、「同條第一號」を「第三條第一項第一號、第四十條の二第二項第一號、同條第五項及び第四十條の四第五項」に、「讀み替へる」を「第六條第五項（第十五條第二

項において進用する場合を含む)、第十八條第四項(第二十九條第二項及び第四十條第三項において進用する場合を含む)、第三十八條第二項において進用する第三十條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員會の事務所」と読み替へるに改める。

第四十九條 この法律施行前に政府又は都道府県知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、命令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府県又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別市のある地にあつては特別市又は特別市の市長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては市長又は市長に、特別市にあつては行政區又は行政區の市長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條中第一号を第二号とし、以下順次繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加ふる。

一 第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に該當する行為をした者

附則第二項を削る。

第一條 この法律は、公布の日から起し、これを施行する。但し、改正後の第二條第四項及び第四條第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、第四十一條の二第二項第三項の規定は、同年四月一日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計画に關してされた手続は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手続とみなす。

第三條 この法律施行前に政府が第三條、第十五條、第三十條第一項又は第三十七條第一項の規定に

より買収した土地については、第十二條の二の規定を適用する。

第四條 この法律施行前に政府が第三條の規定により買収した農地の所有者であつた者に對し、第三十三條第三項の規定により報償金を交付する場合には、改正後の同項の規定を適用する。

第五條 この法律施行前に政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項(改正前の條四十一條第三項)において進用する場合を含むのの規定による買取に因つて取得した土地又は建物については、第四十四條の三及び第四十四條の四の規定を適用する。

第六條 この法律施行前にした自作農創設特別措置法による行政廳の処分を違法なもの取消又は変更を求めた訴は、この法律施行前にその処分があつたことを知つた者にあつては、第四十七條の二第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月以内にこれを提起することができ、

前項に規定する行政廳の処分については、第四十七條の二第二項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

前二項の規定は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定の適用を妨げない。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

農地調整法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を次のように改正する。

「地方長官を」都道府県知事に、

「勅令を」政令に改める。

第一條中農地關係を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加ふる。

本法に於て薪炭林トハ耕作ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法に於て採草ノ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法に於て放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中、「市町村農業會」を削る。

第四條第一項中「農地」の下に「採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)を加ふる。

第五條第二号中「都道府県又ハ農地開發營團」を「又ハ都道府県」に改める。

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法」を「土地合帳法」に改める。

第九條第三項中「解約」を「解約合意解約ヲ含ム以下同ジ」に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加ふる。

前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第一項但書を削る。

第十條、第十一條第一項及び第十二條第一項中「小作官」を「小作官又ハ小作主」に改める。

第十四條ノ二第八條、第九條及第九條ノ二規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ三耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家用ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若

ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ノ耕作ニ附屬シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ヲ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ノ除外)其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスル時キハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府県農地委員會、都道府県農地開發委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

市町村農地委員會ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ

裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一 設定ノ爲メキ使用權ノ内容及在續ノ開始ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木

二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期

三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期

四 使用收益開始ノ時期

市町村農地委員會裁定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ前條第三項ニ掲グル者ニ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ買収ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地(其ノ上ニ在立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府県知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絶ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使

用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メン
トスル場合
二 薪炭林ニ付慣行ニ依リ原木ノ
採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體
當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設
定ニ關シ協議ヲ求メントスル場
合
第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以
テ定ムル團體第十四條ノ三第一項
ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其
ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ
同項ノ承認ヲキトキハ都道府縣農
地委員會ニ市町村農地委員會ニ對
シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示
スベキコトヲ請求スルコトヲ得
第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項
ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有
者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者
同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタル
キハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當
該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支
障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都
道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザ
レバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ
設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ
又ハ立木ヲ損壞シ若ハ收去スルコ
トヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場
合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内
ニ同項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ナ
キトキハ此ノ限りニ在ラズ
第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項
ニ掲グル者第十四條ノ四ノ規定ニ
依リ裁定ニ對シ不服アルトキハ同
條第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ
一月内ニ都道府縣知事ニ訴願スル
コトヲ得
都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シ
タルトキハ同項ノ期間満了後一月
内ニ裁決ヲ爲スベシ
都道府縣知事前項ノ裁決ヲ爲サン
トスルトキハ都道府縣薪炭林等委
員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル
規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第十五條第三項中「市町村農地委
員會ハ」の下に「主務大臣及」を加
ス。

第十五條ノ二第三項第二号中「其
ノ所有スル農地ニ付」を削リ、同
條第四項中「戸主若ハ家族」を「親
族若ハ其ノ配偶者」に、同條第五
項中「戸主又ハ家族」を「親族又ハ
其ノ配偶者」に改め、同條第十項を
削る。
第十五條ノ三第一項中「戸主若ハ
家族」を「親族若ハ其ノ配偶者」に改
める。
第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉
權及被選舉權ヲ有セズ
一 未成年者
二 禁治產及準禁治產者
三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ
其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ク
ルコトナキニ至ル迄ノ者
第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ
地方自治法第八十一條ニ規定ス
ル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管
理ス
第十五條ノ七中「年齢多キ者ヲ取
リ年齡モ亦同ジキトキハ」を削る。
第十五條ノ十五を削る。
第十五條ノ十八を第十五條ノ二十
とし、第十五條ノ十七を第十五條
ノ二十一とする。
第十五條ノ十六中「第十五條ノ十
三」を「第十五條ノ十五」に改め、同
條を第十五條ノ十九とする。
第十五條ノ十四第三項を削リ、同
條を第十五條ノ十六とし、第十五條
ノ十三を第十五條ノ十五とする。
第十五條ノ十二中「及自己ト同一
戸籍内ニ在ル者」を「並ニ同居ノ親族
及其ノ配偶者」に改め、同條を第十五
條ノ十三とする。
第十五條ノ十一を第十五條ノ十二
とし、第十五條ノ十を第十五條ノ十
一とする。
第十五條ノ九第二項中「市町村長」
を「市町村ノ選舉管理委員會」に改
め、同條第四項に次の但書を加え、
同條を第十五條ノ十とする。
但シ同項本文中總委員トアルハ總
委員ノ過半数トス

第十五條ノ八を第十五條ノ九とす
る。
第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモ
ノ外市町村農地委員會ノ選舉ニ
關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之
ヲ定ム
第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都
道府縣農地委員會ノ請求ニ因リ市
町村農地委員會ヲ解散ヲ命ズルコ
トヲ得
前項ノ規定ニ依リ市町村農地委員
會ヲ解散アリタルトキハ解散ノ日
ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ
要ス
第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三
項乃至第六項第八項第九項本文及
第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四
ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之
ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項
中五人トアルハ十人、三人トアル
ハ五人、二人トアルハ五人、同條第
八項中三人トアルハ五人、第十五
條ノ五及第十五條ノ十第二項中市
町村ノ選舉管理委員會トアルハ都
道府縣ノ選舉管理委員會、第十五
條ノ二第八項、第十五條ノ十第五
項及第十五條ノ十四第一項中都道
府縣知事トアルハ主務大臣、第十
五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ
選舉權ヲ有スル者トアルハ當該區
分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者（選舉
區ノアル場合ニ在リテハ同一選舉
區ニ屬スル者ニ限ル）、委員トアル
ハ委員（選舉區ノアル場合ニ在
リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ
限ル）、第十五條ノ十四第一項中都
道府縣農地委員會トアルハ中央農
地委員會トス
第十五條ノ十八 都道府縣知事都道
府縣農地委員會又ハ市町村農地委
員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著
シク不當ナリト認ムルトキハ理由
ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ
得但シ議決アリタル日ヨリ一月
ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ
都道府縣農地委員會又ハ市町村農
地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ
又ハ著シク不當ナリト認ムルトキ
ハ中央農地委員會又ハ都道府縣農
地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求ス
ルコトヲ得
第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス
中央農地委員會又ハ都道府縣農
地委員會第二項ノ規定ニ依リ請求
ヲ受ケタルトキハ其ノ請求アリ
タル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可
否ヲ議決スベシ
第十五條ノ二十 市町村農地委員會
又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及
其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、
土地臺帳所、家屋臺帳所、管轄
又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニ
テ第十五條ノ二又ハ第十五條ノ十五
ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナ
ル簿書ノ閲覧又ハ謄寫を求ムルコ
トヲ得
第十七條ノ三 本法中都道府縣又ハ
都道府縣知事ニ關シ規定ハ特別
市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以
テ定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區
域ヲ含ム指定前中都道府縣又ハ其
ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長
ニ關シ規定ハ特別市ノ存スル
地ニ在リテハ特別市又ハ特別市
ノ區長ニ、地方自治法第五十五
條第二項ノ市ニ在リテハ區又
ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區
又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組
合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ
在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之
ヲ適用ス
第十七條ノ五第二号中「第九條第
三項の下に（第十四條ノ二ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム）」を加え、同條第
三號を第四號とし、同條第二號の次
に次の一號を加える。
三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シタ
ル者

第十七條ノ六中若ハ第三號前段」
を「第三號若ハ第四號前段」に改め
る。
附則
第一條 この法律は、公布の日か
ら、これを施行する。但し、改正
後の第十五條ノ二第四項第五項及
び第十五條ノ三第一項の規定は、
昭和二十二年五月三日から、これ
を適用し、改正後の第十五條ノ七
の規定中第十五條ノ二第三項乃至
第十五條ノ五の規定を準用する部分
は、昭和二十三年一月一日から、
これを施行する。
第二條 第四條の改正規定は、この
法律施行の際現に存する採草地又
は放牧地（農地たる採草地又は放
牧地並びに植林の目的その他採草
及び家畜の放牧以外の目的に主と
して供せられてゐる採草地又は放
牧地を除く。以下同じ。）に關する
契約で當該契約に係る權利の設定
又は移轉に關する登記及び當該採
草地又は放牧地の引渡のいづれも
が完了してゐないものについて
も、これを適用する。
第三條 昭和二十年十一月二十三日
現在における農地の賃借人同日前
以後第九條第三項の改正規定施行
の日前に賃貸借の解除、解約（合
意解約を含む。以下同じ。）又は更
新の拒絶に因つて當該農地の賃借
人になつたものは、市町村農地
委員會の承認を受け、當該農地
の昭和二十年十一月二十三日現在
における所有者又はその承継人
（同日現在における當該賃貸借の
賃貸が所有權に基いてされたもの
でない場合には、賃貸人又はその
賃貸の基礎となつた權利の承継
人。以下同じ。）に對し、當該農地
につき賃貸借契約を締結すること

に關し協議を求めることができる。

左の各号の一に該当する場合に
は、市町村農地委員会は、前項の
承認をすることができない。

一 前項の貸貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係る農地が昭和二十年十一月二十三日現在における当該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作の業務の目的に供されている場合

二 都道府縣農地委員会において前項の貸貸借の解除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者又はその承継人及び賃借人に就いての事情を調査して当該貸貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であるとした場合

三 前二号の外市町村農地委員会において前項の承認の申請が信義に反すると認めた場合

四 前項の承認を申請した者が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権に基いて自作農創設特別措置法第三條第一項第三号の面積又は同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでいる場合

五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一号の農地の所有者

又はその承継人が現に当該農地に就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が当該農地に

きは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合

第一項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けたい者は、命令の定めるところにより、当該農地の賃貸借に關し市町村農地委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員会は、前項の裁
定をしたときは、遅滞なく第一項
の規定による協議の当事者にその
旨を通知しなければならない。

第三項の裁定に対し不服ある者は、前項の通知を受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員会に訴願することができる。

都道府縣農地委員會は、前項の
訴願を受理したときは、同項の期
間満了後一箇月以内に裁決しなけ
ればならない。

き、第三項の規定により賃借権を
設定すべき旨の裁定があつた場合
において第五項の規定による訴願
が却下され、若しくは同項の期間
内に訴願の提起がないとき、又は
前項の規定により賃借権を設定す
べき旨の裁決があつたときは、当
該裁定又は裁決に定めるところに
より、当該農地につき賃借権が設
定されたものとみなす。

前項の規定による賃借権の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

四條 市町村農地委員会が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に当該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合において、当該申請をした者がその期間経過後一箇月以内に都道府県農地委員会に対して当該市町村農地委員会に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求した

ときは、都道府縣農地委員会は、当該市町村農地委員会に對して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならぬ。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と読み替えるものとす
る。

違法なもの取消又は変更を求め
る訴は、昭和二十二年法律第七十
五号第八條の規定にかかわらず、
当事者がその処分のあつたことを
知つた日から一箇月以内にこれを
提起しなければならぬ。但し、
処分の日から二箇月を経過したと
きは、同條の規定にかかわらず、
訴を提起することができない。
前項の訴の提起は、前二條の規

による処分の執行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施

正後の第九條第三項（第十四條ノ二において準用する場合を含む。以下同じ。）中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替えるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合にあつては、都道府縣農地委員会の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合にあつては、都道府縣薪炭林等委員会の意見を聴かなければならない。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員會の委員たる者は、改正前の同條第三項第一号乃至第三号の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第三項各号の規定により選奉されたものとみなす、改正前の第十五條ノ十四第三項第四号の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の議決については、同條第一項但書の期間

は、この法律施行の日から、これを起算する。

農地調整法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

内閣提出、農林委員会付託にかか

法の一部を改正する法律案に關し、
 拍、その審議の経過並びに結果を御
 告申し上げます。

申し上げます。御承知のごとく、農地
車は現に着々進行中でございまして
年度中に、いわゆる第二次農地改革
ほぼ所期の目標を達成する予定で
ます。しかるに、この農地改革の

竹達上におきまして、農業経営の安
の度を高めるために、農地改革の一
として、自作農創設、土地集約利用
促進をはかり、かつ放牧地、採草地、
用林等の開放を行う必要があるとい
う認識に到達し、それに関する所要
の法律を制定いたしますとともに、農
地改革実施の経験に基づき、若干の
点で提案いたします。以下、
改正法律案の特色及び内容について
要を御説明いたします。

まず、自作農創設特別措置法の一部
改正する法律案中の重要事項をかい
まんで申し上げます。

第一に、本法の要点といたしました。まず牧野の開放を行うことであります。すなわち政府は、推定二十万町に上る牧野の買収をいたしますが、

その買収要領について、第四十條の二、三、四に新しい條項を掲げております。改正法案によりますと、不在地主の所有する小作牧野はこれを全部買収いたし、在村地主の所有する小作牧野は、北海道におきまして平均一町歩、都府縣では平均三反歩を超える部分を買収いたすことにしておるのであります。自作牧野についても一定の制限を設け、この制限の面積以上の部分は買収いたします。すなわち、北海道では農地と合計して平均二十町歩、都府縣では平均農地と合わせまして五町歩をその限度といたしますが、この数字は、各地域について有畜農業経営が有効に成立し得るよう具体的に決定するのであります。その最高限度は四十町歩でございます。以上の牧野のほかに、政府は農地委員会の認定によつて、次の牧野をもこれを買収し得ることとなつております。一、まづたく農業に縁のない者が所有する牧野、二、自作牧野の保有限度まで保有せずとも、牧野利用の集約化によつて、それと同様の生産が上げられると認める場合は、その節約可能面積、三、農業を主要な業務としない法人その他の団体の所有する牧野、四、放棄されたる牧野、五、所有者が買収を申出た牧野、なお、以上買収牧野に關連する立木、工作物、農業用施設または水の使用権をも買収し得ることに定められております。この反面、買収を免除される牧野は、市町村または協同組合等の所有にかかわる共同牧野及び公共用、公用に供している牧野で農林大臣の指定したものと並びに優良種苗の供給牧場、大都市への牛乳配給を目的とする牧場とし

て農林大臣の指定するものでございす。以上の牧野買収に關する手續規定は、第四十條の四でありますが、その要點は、牧野の買収は昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基き、市町村農地委員会の作成する牧野買収計画によつて行い、その対價は近傍類似の農地の四割五分以内ということになつてゐるのであります。

本改正法律案の第二の重要事項は、未墾地買収關係の規定の改正であります。すなわち、現行規定は開拓用地のみを対象としてゐますが、大規模の國營土地改良事業を円滑に実施いたしまするために、それに必要な排水路の敷地等についてもこれを買収または使用し得るよう規定の拡張をはかつてゐるのであります。第三の重要改良工事は、農地買収の適及原則に關する判断の基準を明確化した点でありまして、昭和二十年十一月二十三日以後土地の賣買、小作地の取上げ等がありました場合においては、同日現在に關つて農地の買収計画を立てますことは、從來通りでございますが、何分法文が簡單すぎ、実施上種々の疑義を生じていますので、これを詳細かつ明確に規定したのであります。

次に第二の重要事項は、小作地取上げに關する制限の強化並びに耕作權回復の規定でございます。第九條第三項の改正及び附則の第三條ないし第五條は、これに対する規定でございます。今日まで農地の貸借を解約する場合、合意解約についても市町村農地委員会の承認を要するかどうかに関し解釈上の疑義があつて、本法の適用により、一方的な土地取上げが盛んに行われた事實に鑑みまして、本改正規定により、合意解約を含む一切の土地返還は、これを市町村農地委員会または知事の審査を必要とすることに定めたのであります。附則の第三條ないし第五條は、昭和二十年十一月二十三日以後における不法不当な土地取上げについて、たとひ一町歩以下の小地主でありましても、元の小作人から耕作權回復の請求があつた場合、市町村農地委員会がこれを救済し得ることを定めたものであります。

す。現行規定第九條の二の但書によつて、小作料債務が弁済期にあるとき、債務者が債権者の承諾を得たならば、金銭以外の物で支拂うことができることになつてゐますために、本規定が悪用される傾向がありますので、この但書を削除して、脱法の余地ならしめてゐるのであります。

次に、市町村農地委員で、法の精神を没却し、地位を悪用して私腹を肥す者がいる、罰則を設ける必要はないかとの質疑に對しては、農地委員は公務員に準ずる者であるから、不正行為に對しては刑法の適用を受けるとの答弁でございます。制度上の問題として、第二次改革の終了後考究すべきものと思ひ、さらに農地委員会の構成に關しては、今のところ、これをかえようとは思ひ、立場を異にした者が論議を盡して決定した方がよいと思ひ、どうしても農地開放の進まない場合には、農地調整法第十五條が發動されるはずであるというのであります。

以上、その概要を説明申し上げました改正箇所以外に、現行法の実施上不備な点、あるいは他の法律の改正に伴い生じた改正点等につき、所要の改正が行われてゐるのであります。細部にわたりますとは、法案についてごらんを願ふことといたしまして、ここでは説明を省略いたします。

次に、農地調整法の一部を改正する法律案について、重要事項の説明を行

最後に、第三の重要改正事項として、小作料代物弁済の廃止であります。

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

力性等に着眼して定めたのであつて、今にわかにこれを廢しようとは思ひぬ。しかし、強制を伴わぬ自主的な地主保有地の廢止は賛成である。

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

次に、農地開放が著しく遅れてゐる地方がある、その原因の一つは、農地開放を好まぬ地主またはこれに同調する自作階層が妨害するからである。この際、一町歩の地主保有を全廢するか、または農地委員会の委員構成を変更する意思はないかとの質問に對する政府委員の答弁は、一町歩の地主保有は、農家労働力の消長、農業経営の彈

その所見を質しましたところ、農地委員会の裁定が違法であつた場合に、裁判所はこれを取上げるのであるが、その重点は、その裁定が適法なりや否やの点におかれるから、場合によつては地方の具体的事情に副わぬことがあるかも知れぬが、一應やむを得ない。しかし、農地調整法により解決することとは当然であるから、今後ともその趣旨を徹底させるという答弁を得たのでございます。

次に、農地委員の待遇が悪いために辞職する者が少なくない、十二億円の請求予算の半額が認められたにすぎぬが、いかに処置するつもりかとの質疑に對しては、予算の残額は、次回の通常議會に措置するよう目下所要経費の算定中であるとの答弁がございました。

最後に、薪炭林等に対する使用権の設定は國有林を除外されるが、依託林制度を拡充せねば、民有林に對して不公平ではないかという質疑が行われ、これに對しましては、依託林の内容をかえようとは思つていない旨の答弁がございました。

以上、質疑應答中の主要なものを整理して御紹介した次第でございます。

両改正法律案は、十一月十二日、提案の理由について政府の説明を聴取いたしました後、爾來七回にわたつて審議を行い、十二月一日質疑を打ちつて、三日討論にはいつたのであります。討論の概要を次に御報告いたします。

まず、社会党を代表いたしました野上委員より、一町歩の不耕作在地主の存在が農地改革の進行を妨げている

事実はおおいにたいところであり、かつ農地委員会の構成にも一段と徹底した改正を施すべきであるが、すでに期日も切迫しているもので、この点、政府は次期國會においてさらにこれを改正されることを要望する、但し、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案中、第十二條の二において、電線路の施設に用ひ供される土地に賃借権を認める点にある点については、電氣事業の公的性格に鑑み、かつ農地改革に紛淆のおそれがあるので、これを地役権に改訂すべきであつて、各党各派の了解のもとに、これを共同修正案として提出したい、なお、右の修正部分を除いた原案に對しては賛成である旨の意見が述べられ、民主黨を代表して寺本委員より、農地委員会の運営には、階級闘争にとらわれることなきを期すとともに、牧野開放により畜産を阻害せぬよう注意すること等につき希望意見を付して、修正部分及び修正部分を除く原案に賛成する旨の意見が表明されたのであります。次いで、自由黨を代表して岩本委員より、農地調整法第十四條の五但書における、自家用薪炭の原本採取のための使用権設定に關する制限の例外規定の問題は、政府の説明により一應不安は除去されたが、治山治水または燃料問題に關連し、軽々に扱われると造林意欲を減殺する結果になるから、その点、政府の善処方を要望することとし、各派共同提案の修正部分並びに修正部分を除いた政府原案に對し賛成するものであるとの意見が表明せられました。次に、日本農民

黨北委員より、不耕作地主の存在により農地改革の進行が阻害されている事

實について、この際さらに改革を一步進めるため政府の反省を求めるが、修正部分及び修正部分を除いた政府原案に對して賛成の意思表示がありまし

た。かくて、討論を終り採決にはいりましたところ、全員起立、各派共同提案の修正点並びに修正部分を除く政府提出の兩法律案は、いずれも可決するに至つたのであります。

以下、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案に對する各派共同提案にかゝる修正條項を朗読いたします。

自作農創設特別措置法の一部改正法律案修正案

一、第十二條第二項中「地役権があるときは」の下「第十二條の二第二項の場合を除いて」を加える。

二、第十二條の二 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の当時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條第二項の事業を営む者（以下電氣事業者と総称する。）の所有に屬し、電線路（電線の支持物を除く。以下本條において同じ。）の施設に用ひ供されてゐるものであるときは、その取得の時に当該電氣事業者のために当該電線路の施設を目的として、当該電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地で当該電氣事業者の所有するものを要役地とし、当該農地を承役地とする地役権が設定されたものとみなす。

前條第一項の規定により政府が取得した農地につき、その取得の当時電氣事業者が電線路の施設のために

する賃借権、使用賃借による権利又は地上権を有するときは、その取得の時に当該電氣事業者のために当該電線路の施設を目的として、当該電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地で当該電氣事業者の所有するものを要役地とし、当該農地を承役地とする地役権が設定されたものとみなす。但し、その地役権の存続期間は、従前の権利の残存期間とする。

前二項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

第一項又は第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の当時その要役地が抵当権の目的である工場財團、鐵道財團又は軌道財團に屬してゐるときは、その地役権は当該抵当権の目的となるものとする。

三、附則第六條を第七條とし、附則第五條を第六條とし、附則第五條として、次の一條を加える。

第五條 この法律施行前に政府が第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地については、第二十二條第一項但書の規定を適用する。

以上、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案並びに農地調整法の一部を改正する法律案を修正可決するに至つた経過について御報告いたしました次第でございます。何分、議員各位の御了承を願ひたいと思ひます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 兩案を一括して

採決いたします。日程第十二の委員長報告は修正であります。日程第十三の委員長報告は可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君） 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

第十四 登呂遺跡調査会に國庫補助の請願（第四〇六号）

○議長（松岡駒吉君） 日程第十四、登呂遺跡調査会に國庫補助の請願を議題といたします。委員長の報告を求めます。文化委員長福田繁芳君。

登呂遺跡調査会に國庫補助の請願（福田繁芳君紹介）（第四〇六号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡市登呂遺跡の調査は日本古代史研究上に寄與するところ大で、本年三月この調査に従事したのであるが、資金少額のため中止するのやむなきに至つた、つては該遺跡調査会に國庫による補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

登呂遺跡の調査は、日本古代文化の研究に多大の貢獻をもたらすものとして、その発掘事業完遂は斯界を牽引するところである。よつて該遺跡調査会に國庫より補助を與えることは極めて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は議院において採
扱の上は、内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。

昭和二十二年九月三十日

文化委員長 福田 繁芳
衆議院議長 松岡駒吉殿

〔福田繁芳君登壇〕

○福田繁芳君 たいまじ上程に相なり
ました登呂遺跡調査会に対する國庫補
助の請願につきまして、文化委員会に
おける審査の経過並びに結果を簡単に
御報告申し上げます。

今さら申し上げるまでもありません
が、この登呂の遺跡と申しますのは、特
にこの春ごろから新聞、雑誌、ラジオ
やニュース映画を賑わしてあります。
あの静岡市の南郊三キロほどの地点に
ある、廣さは約十坪に及び、各種難多
な考古学上の遺物がぞくぞくと数多く
出てまいりつゝありますところの、今
から約二千年前の、きわめて珍らしい
彌生式文化の遺跡のことです。

この請願の提出者代表は、発掘当事
者にして、登呂遺跡調査会の委員長た
る、東京大学名誉教授、学術研究會議
会員今井登志喜君であります。その
請願の要旨は、静岡市登呂遺跡の調査
は、日本古代史の科学的研究に密着す
るところがすこぶる大きいので、調査
会としては本年三月以来この調査に従
事しているが、その資金がきわめて少
ないために、本年は試掘程度に止めざる
を得ない、情けない状態にある、つい
ては、この事業に國家の補助を願つ
て、後世民族のために、これが徹底的
究明を期したいというのであります。
この請願書に追いかけて、調査会か

ら、あらためて四名の学者が打そろつて
文化委員会に出頭の上、親しく説明せ
られるところがありました。すなわ
ち、まず東京大学名誉教授、学士院会
員、文学博士原田淑人君は、総論とし
て國庫補助の請願趣旨を敷衍し、次に
各論として、同じく東京大学助教授、文
学博士駒井和愛君は、登呂遺跡の考古
学的意義を明らかにし、また同大学
教授、工学博士關野克君は、登呂遺跡
発掘調査の計画を述べ、終りに、早稻田
大学講師、農学博士小野武夫君は、遺
跡発掘と農地の問題に言及せられたの
でありましたが、その真剣さは襟を正
さしめるものがあり、なかなしく、炎
天の下、食糧難と闘いながらも、なお
よく學問的良心の命ずるままに、所期
の目的達成に邁進しつつある心構え
は、おのずからその眉宇に現われてい
たのであります。

しかも感銘にたえないのは、その発
掘調査の仕組みが、學界に残る封建制の
現れである官僚主義や事大主義あるい
は縄張主義を排して、調査員それぞ
の能力を十分に發揮できるようにくふ
うせられ、総合調査が形だけのもの
なく、眞にその実をあげ得るように組
織立てられていることでありました。
すなわち、考古学を初め、地形、地
質、木材、建築、動植物、植物化学、
それに農業経済や、文献学など各方面
の専門家二十五人ほどが、渾然一体と
なつて同一調査に精進しつつあること
でけだし、わが學界未曾有の盛観なの
であります。

び、特に議長に對し國政調査の承認を
求めまして、玉井祐吉君外八名が、派
遣委員として現地に赴くことになりま
した。派遣委員は、炎天の下、前後五時
間を、廣袤十坪に及ぶ木陰の一つな
い現地の調査に費した後、静岡縣及び
市並に地元有志と、事業達成のため
の便宜供與あるいは地元負担等に関
していろいろと懇談を重ねてまいつた
のであります。その結果、八月十九日
及び二十六日の委員会におきまして
は、この派遣委員の一人たる榎原千代
君の報告を基礎にして、あらためて活
発なる意見が交換せられました。特に
政府当局に對して、竹尾式君は、登呂
遺跡に對する所見を質し、森山武彦君
は、遺跡の全貌が判明するまでは発掘
事業が中絶せざるよう善処方を望み、
田口助太郎君よりは、遺跡の保存に万
全を期せられたき旨の希望の開陳があ
りました。これに對して、親しく現
地を視察せられたばかりの森戸文部大
臣よりは、登呂の遺跡は考古学上の大
発見であること、これはまた、從來神
話によつて潤色せられてきた日本古代
史を今後科学的に研究する上において
の貴重な資料となるべきこと、また当
時の聚落生活の全貌をうかがうために
は、やはり遺跡を継続して全面的に発
掘する必要があること、そして、その
保存についても十分に注意を拂いたい
との、すこぶる積極的な答弁がありま
した。

かくして登呂遺跡の発掘事業が、國
史の科学的、実証的吟味という國民的
要請にこたえるよすがとなるべき点に
ついて、同僚委員の意見は完全に一致
し、去る九月三十日の委員会におきま
して、満場一致、本請願を採択すべし
と議決したのであります。なおこ
の請願は、本院において採扱となりま
した後、これを内閣に送附すべきもの
と認めた次第であります。

以上が、審査の経過及び結果の概要
であります。ただ私は、この際、登
呂遺跡の発掘がいかなる特徴をもつて
いるかについて、一言ごく簡単に付け
加えたいと思ひます。

登呂遺跡は、前にも申し上げました
ように、廣さは少くとも十坪に及ぶ
ものでありますので、その規模におい
て、はたまたその出土品の質は、同じ
彌生文化の遺跡とはいへ、大和の
唐古池や九州の比恵などは、比較に
ならぬ重要さをもつていたのでありま
す。けれども、本年発掘いたしました
部分は、わずかに幅二メートル、長さ
三百メートルのいわゆるトレンチ、す
なわち試し堀にすぎません。従つて、こ
の結果だけによつて全貌をおしはかる
ことは無理であります。今魅力のあ
りそうな臆測を軽々しく口にすること
は慎しまなければなりません。が、た
だ、現在の発掘段階におきまして、お
よそ二千年前におけるわが國古代の農
耕社会とその文化とがすでに大いに明
らかとなつたことは、申すまでもあり
ません。

その大要を申し述べますと、第一に
遺跡に關しましては、周囲に木柵をめぐ
らした平而田形の民家の木柱や礎板
などの構造を知ることができ、家屋の
密集していた村落の形態をうかがうこ
とができ、村落の外に水田地帯のあつ
たこと、当時の耕作状況も明らかにな
り、水田に木柵をつくつた畦畔のあつ
たことも明瞭になりました。

第二に遺物に關しましては、この登
呂遺跡が彌生式土器の時代であつて、
金屋器とともに石器をも使用していた
ことがわかり、木器の製作から見て、
当時すでに鉄製のちような、のみ、小
刀の類が存在していたことがほほ明ら
かとなり、木器、木製品がおびただし
く出土し、その中には、すき、くわや
田下駄のように、現在農民の間で用い
られているものも少くないことがはつ
きりし、或はまた、彌生式時代の発火
法——火をおこす方法が初めてわか
り、装身具の類に、銅製の釧やガラス
製の小玉のあつたことも知ることがで
きたわけでありました。

第三にその外の方面、たとえば植物
学から申せば、当時の穀物としては、桃
米やひえが、栽培物としては、桃
や、うりや、ひょうたんがあり、その
ほか、くりや、くるみや、しいの実や、
山ぐみなども食用に供せられていたこ
とが、事實はつきりわかつておるので
あります。

なお登呂の遺跡は、安倍川の東海岸
に森林があつた模様で、これを背にし
て聚落があり、その東南一円に耕作地
が開けていたわけでありましたが、その
森林の樹木をみますと、当時の切株か
ら見ましても、すぎ、いぬがや、く
す、それからえのきなどであつたこと
が、はつきりわかつております。最も
ここで関心を持たなければならぬのは、
こゝういふ樹木は、その時代は今と
違つて非常に成長が早かつたというこ
とであります。

なお、考古学的の調査が現在全國各
地で行われているにもかかわりませ
ず、われ／＼が特にこの登呂の発掘だ
けを取上げました理由は、この遺跡
が、前に申し上げましたような、他の

追隨を許さない特徴をもっているのを好機とし、従来の発掘が、ともすれば個人的にして独断的なしは小規模にして断片的な結果に陥つていた通弊をたぬべく、このたゞ一箇所の遺跡を徹底的に究明せんと意圖に出でたものであります。

また、この國家財政多端の折に、わざわざこの事業の完遂を主張いたしましたのは、現場が無数の木質遺物を含んでおりますので、従つて、日が経ちますと破壊しやすく、すでに、この三月まではつきりわかつていた耕作地の木棚が、七、八月にはもう壊れて跡形もない、こういう始末であります。ただし、これが來年度からいやくも國家的な発掘事業として続行せられます上は、登呂遺跡調査会自体も、これにふさわしいように再編成あつてしかるべきかと存するのであります。

二千年前の日本人はどんな生活を営んでいたか、それはわれ／＼の遠い祖先へのノスタルジアであります。新國會のもと、文化常任委員会が設けられまして、同僚諸君とともに、この現在の生活に連なる民族の歴史の礎の科学的にして実証的な究明に貢献すべき機会を與えられたことは、実に私として御同慶に堪えない次第であります。

第十五 自由討議 (前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより前会に引続き臨時農業生産調整法について自由討議に入ります。

森三樹二君、発言者を指名願ひます。

○森三樹二君 社会党は、成瀬喜五郎君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 成瀬喜五郎君、発言を許します。

〔成瀬喜五郎君登壇〕
○成瀬喜五郎君 私は、本日議題となりました農業生産調整法に對し申し上げて、社会党の立場から所感の一端を申し上げまして、皆様の御検討を仰ぎたいと、かように考えておるのであります。

日本の經濟復興は、食糧の確保が前提であるといわれてゐる。この食糧の重大な問題に關連いたしましてこの農業生産調整法は、あらゆる角度から考へてみましても、全國民の立場から眞剣に検討を加へなくてはなりません。

本議場におきましても、七月の二十六日におきまして、食糧問題を自由討議に付したのであります。また八月二十六日におきましては、農林委員会食糧供出対策小委員会におきまして、食糧の確保と供出に對するところの最後の的な点を、四党の満場一致によりまして政府に進言をいたしましたことは、皆様も御承知の通りであります。越えて十月二十八日に、本議場におきまして、同僚の八百板君、水野君、また民主党、

自由党の各位からも、いろ／＼と非常なる御意見があつたのであります。

十月二十八日におけるところの農林大臣の説明によりまして、この農業生産調整法は、最も苦難なる食糧を確保するため、また二十二年度のごとき食糧の歉を履まないように、この際國會の權威を集めて食糧の確保をしていきたい。また本年は、欧州におけるところの食糧事情、東北、関東の水害、全國の旱害等の關係によりまして、きわめて食糧の困難なる状態にあるわけでありまして、さうな立場におきまして、やはり相當量の輸入を連合國に對し懇請しなくてはならぬ。かような立場から、われ／＼農民ができる限りの最大可能の誠意を盡して、さうして供出の責任を果さなければならぬ。かような意味をもつ農業生産調整法に對しましては、これらの数々の委員会及び自由討議の意見を尊重いたしまして、責任生産制をとる。また責任生産制をとる内容としたしましては、事前に割当をする。また耕地面積で数十万町歩のやみ反別があるが、これも確保していこう。また地方に基いての割当をや、適地適作によるところの方法によつて地方を挽回していきたい。また作付反別の実績に應じて割当をすると同時に、場合によりましては、ある程度の統制を加へる必要がある。こういうふうにしたしまして、農民が安心して生産し得るよう、安心して供出をなし得るようになる。

そういうようなことが本法案の趣旨なのであります。これに對しましては、私も全幅の賛意を表するわけでありまして、おそらく各党におきましても、農林委員会におけるところの共同のある趣旨におきましても、すべての党は歩調をそろへまして、この農業生産調整法の通過のために努めなければならぬと、かように思つておる次第であります。(拍手)

しかしるに自由党におきましては、前会におけるところの反対の意見を、またたく何と言ひましようか、常識はずれと言ひましようか、前提條件をいたしまして、この法案には断じて反対するといふことを岩本君が主張されておられます。その反対の理由というものは、いわゆる農民の生産意欲を喪失せしめるものである、それに対するところの具體的の方針をいたしましては、いわゆる産業の國家管理に對し、裏づけとしての資金・資材及び勤勞者に對する衣食住または厚生施設までを政府が責任をもちなければならぬと同じように、農民に對しても、肥料・農機具等のこれらの裏づけがない、電力の危機に基いて、昭和電工は八分の一の肥料になつてしまつておるが、かようなことをもつてしては、これらの調整法に對する賛成はできかねるというやうな意見であります。

また、その次の意見といたしましては、委員会の構成については非民主的である。この点に關する限りは、私も同感であります。しかしながら、その次におきましては、統制經濟のイデオロギー及び計画經濟のイデオロギーによつてやることは非常に無理がある。太陽、天候、台風などを例にとりまして、こういう危険な日本農業形態におきましては、かような農民の百人百様の農業經營に、官僚的のプランによるところの統制はまづ平御免だ。生産の自由、まかり間違へば供出の自由まで要求いたしておるということは、あまりにも今日の世界の食糧、また日本の食糧を無視いたしておる。農民のみの日本であるといふやうな考え方が彼自由党にあるといふことは、断じて許すべきものではない。かように考えております。

また、その次の理由といたしましては、生産の増強は何をもつてするか。以上のような反対の上におきまして、生産の増強は物の裏付けがあつて、適期に適量を配給することが随一である。本法案に對する反対の意見のかようなお粗末なことは、慥然とせざるを得ないのであります。

また適正價格によるところの農産物の價格決定をやつてもらいたい。これも、もちろん私も農業者の一人であるがゆゑに、農民の力による農産物の價格決定は、つとに叫んできたところの一人であります。しかし、日本の今日おかれておる經濟状態下におきまして、農民のみが米價の高額なる釣上げをし、かつ、その他のすべての物に對しましても、それを要求するといふことは、社會的の道義觀念に乏しきものと言わざるを得ないのであります。(発言する者多し) 黙つてお聴きなさい。以上のようなことが、大体本法案に對する自由党の根本的の反對理由であります。

その次に、民主党はどういうやうな意見を吐かれておるかとお申しますと、民主党の村瀬君の意見によりまして、根本的に農民に對する考え方に対して

一言私見を加えて、経過並びに結果を御報告申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認

検討を加えなくてはならない。私も、このお考えに対しては敬意を表する。私も同一観念をもつておるのであります。しかし、さういふ考えばかりをもちまして、これに対する反対は当然なものと考えるのであります。もちろん、それ以外に物資の配給が非常に不完全であるということ、またソ連式の農村の監督制度、ドイツの官僚制度で制御されることはまづ御免だというようない意見があります。従つて、これに代るところの方法といたしましては、ただ技術員を優遇する。五億円を、これらの予算に基いてやるという意見であります。

現在におきましても、予算の許す限りにおきまして、技術員優遇は、ただ單に民主党的專賣ではありません。すべての議員によりまして、この方向に進んでおりますし、また民主的事前割當をやつてもらいたい。これはこの農業生産調整法の精神に一應賛成をいたされておるということに私も考える次第であります。その民主的事前割當の内容におきましては、古き歴史をもつ徳川時代からの年貢米の高を超えてはならないというようなことは、あまりにも日本の食糧事情を考えておらないのではなからうか。かような点から考えまして、一歩前進して、大所高所からこの農業生産調整法の趣旨を考へてもらいたいと思うのであります。わが社会党の同僚の八百板君は、賛成の意見を述べるとともに、それらの賛成に対する條件といたしましては、

肥料、農機具の裏づけを十分にやつてもらわなくては、これは不十分である。農家食糧の確保というようなところ、またその実績反別に對し、また徹底的にやつてもらいたいというような点、あるいはまた罰則、責任におきまして、あまりにも一方的であるというようないことが述べられておるのであります。

私は、かような十月二十八日におけるところの意見からいたしまして、以下、少しばかり私の意見を申し上げてみたいと思うのであります。

私は、本法案がしばしば本会議におきまして論じられてまいつておりますように、一日も早くこの責任生産制を断行してもらわなくてはならない。昨年における供出のあり方が、自由党の農業政策におきまして、多くの悲劇が生れたということは、隠れなき事実であります。すなわち、数十年來かつてない食糧の増産であるから、食糧の供出は八割程度でいいというようない、これらの無責任な連中が町村の代表者によつて生れてくるし、また農林当局は、豊作であるという関係もあり、アメリカの株式が十六年來の暴落である等々をも主張いたしまして、農民に先安の宣傳をし、そして手持食糧を早目にさばいておるといふような点。しかしながら、連合國における放出食糧の前提といたしまして、でき得る限りの誠意をもつて日本政府は供出を完了し

よう、かような点で、半ばにおきまして、あわてふためいて、一一〇%というようない、かつてないところの無謀なる供出方法を用いたところに多くの悲劇が生れ、各所に農民の自殺が生れたのであります。

かような点からいたしまして、私も、かような自由党の農業政策、食糧政策に對しましては、痛烈に、七月二十六日の本議場におきまして指摘いたしましたのであります。従つて、無事の農民を再びかような惨禍に陥れないように、一刻も早く責任生産によつて、増産の意欲を高揚するように努めてもらいたいと話をいたした次第であります。

本法案の説明によりまして、さいせん申し上げましたようなことが、すべて織りこまれておるといふことは、今さら喋々申し上げるまでもありません。従つて、かようにいたしましてこそ、この食糧の増産と責任が完了せられる次第であります。

ただ私どもは、第三條以下に對しましては、徹底的に修正を加える必要がある。今の案の内容によりまして、農林大臣が絶対の権限をもち、そうして中央農業調整委員会の議を経る。いわゆる意見を徴する。また知事と協議いたしまして、それらを参考にしたしまして、農林大臣が独断によつて割当てていこう。また都道府縣の知事におきましても、そういうような考え方に

りまして、都道府縣の農地委員会及びその他市町村の意見を徴する。こういうふうい、今回のそれらの委員会制度は、徹頭徹尾上から天降りのになされておるところに、私どもは絶対反対を唱へ、大修正を加える必要がある。かように考えておる次第であります。

従つて、われわれはこれをいかに修正すべきか。いかにすべきか。この点につきましては、しばしば、民主的

な、農民の納得のいく方法に改むべきであるといふことを主張されておりますが、それはどういふふうになるか。いわゆる都道府縣、市町村、部落に至るまで、上から下まで、逆に下から上へ、縦の区分によるところの方法によつて積み重ねていこう。また社会道徳觀念に基きまして、部落々々、市町村市町村、また都道府縣というようい横の連絡による調整によりまして、公平にして緊密な方法で、不公平の生じないようい、縦と横の面から、ほんとうに農民が納得のいくようい方法にもつていきましたならば、本委員会の成果たるや期してまつべきものがあると考えるのであります。これらは事前には大幅の修正を加えていきたい。かように考えておる次第であります。それから罰則についてであります。が、この罰則につきましては、われわれの経験するところによりまして、戦時下における農業作付統制令の復活であろうといふことも、一部誤解せる人たちは考えておりますが、こ

の通り戦時下における作付の統制を、この法案によつて強化するといふことになつたならば、これは、われわれは絶対反対である。しかしながら、これらの法案と、また食糧管理法のあの強権発動によるところの苦い経験からいきまして、往々にいたしまして、第二十七條、第二十八條、第二十九條の罰則規定は削除すべきものであるといふようない意見も生れてきておる次第であります。

あらゆる産業をとらえ、なかなんずく、血の一滴とも比べらるべき石炭の増産に對して、これらの方面のやみ流し業者に對しましては、政府はいかなるところの処罰を加えたか。あらゆる産業に對する罰則規定の適用はそのままだにいたしておきまして、ひとり農民に對してのみ強権発動によるところの犠牲を今日まで行つてきたといふことは、断じて許されな。かかるところい、本案二十七條から二十九條に至るところの削除の意見も生れてきたものであると考えるのであります。かようい考え方は、民主党的同僚議員の言われるように、農民に對する考え方が違つておるからではなからうかといふ点に思ひを及ぼす次第であります。

もとより農民は、農に生れて農に帰する、土に生れて土にゆくところの純眞なる精神をもつて生産に携わつておる次第であります。が、この生産に携わつておるこれらの人々が、なぜ生産の幾割かをやみ流しするかといふことを、政府は検討することを怠つておる。いわゆるやみの肥料、やみの農機具等々を入手するについては、物交により、あるいはその他米のやみ流しに

より、再生産のためにやむを得ないところの方法として行つておるのであります。かようなことをなさしめるところの政府それ自体の意図は、断固として糾弾しなければならぬ。しかるに、今までの自由党の時代までは、これらの自己の責任をたな上げたいとして、ただ農民をもつて悪農のごときものと考えるところに、こういつた罰則規定の適用が生れてきたものである。この点は、厳に根本観念を修正しなければならぬ。かように考えておる次第であります。

私どもは常に叫んでおることであります。水や空氣と同じく、土地は公器性をもつものである。この土地は八千万同胞の共有財産である。農民が農に携わる以上、この共有財産である土地から生れた農産物は、すべて八千万同胞のために増産されなければならぬものである。かような農民道義に立脚したところの精神をもつて進んでおるのであります。かような考えからいたしまして、私ども農民はあくまで責任をもつが、しかし、その責任を果すための裏づけとなるところのあらゆる施策を講じてもらいたいのであります。

私は、かような点から考えて、ここに御参考までに申し上げることがあります。これは、徳島縣阿波郡伊澤村の農民組合の支部長から、徳島縣の農民を代表いたしまして、最近寄せられたところの文書であります。それは米の價格を引上げることが農民の希望でなく、値段を上げるとも下げること、農民の力によつてこれを求め得られるようにする組織をつくることであ

る。現在農民は、米價を上げることのみを希望しないというところは、農民は目覚めておるのであつて、米價引上げは、結果において一般生活費が高くなるので、米價をますます引上げんとすれば、結果はかえつて農民は哀れな生活をするところになる。現在の農民は、米價引上げの小細工よりも、強力なる政治力によつて物價の引下げと均衡を希望しておるのである。衣料のごときも、やみなれば何ほどでもあるが、公定なれば品がないのでは、結局において何にもならぬのであるというのが農民の声であります。急を要する責任供出について、最も急を要する問題は、農業経営上左のことを必要と存じます。イ、一筆調査によつて地力の徹底調査、ロ、耕作反別と家族数によつて厳正なる品種作付の統制、ハ、責任供出割当の嚴守、ニ、農産物利益の均等、ホ、薪炭・採草山林の開放、ヘ、主食や買買の嚴罰、ト、代替供出絶対不認可、チ、余剩主食供出に対する特賞を厚くする。以上のような点が指摘されておるのであります。

結論として、私は最後に申し上げて見たいのは、臨時農業生産調整法は、農林委員会におきましても十分検討を加え、一日も早くこの案の実施を急願いたします。労働基準法は、第一條において、労働者が人たるに値するところの條件を満たすものでなくてはならないというのと同じように、現在の農民も、政治的には微力ではありますが、今日の民主國家におきましては、この微力なる農民が、農民として人たるに値するところの諸條件を備えるためのあらゆる方法、施策を講じてもらいた

いと熱願してやまない次第であります。

時間の關係上、以上を申し上げまして、私は本案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○安平鹿一君 本日の自由討議はこの程度に止め、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 片山 哲君

司法大臣 鈴木 義男君

厚生大臣 一松 定吉君

運輸大臣 北村徳太郎君

通信大臣 三木 武夫君

國務大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

内務政務次官 長野 長廣君

大藏事務官 前尾繁三郎君

大藏事務官 伊原 隆君

司法事務官 奥野 健一君

文部政務次官 永江 一夫君

文部事務官 清水 勤二君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君
通信事務官 山戸 利生君

定価 一部 一円四十銭

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三三